

# ULURU

## 新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成29年2月

株式会社うるる

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式603,500千円（見込額）の募集及び株式2,913,272千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式543,292千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年2月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社うるる

東京都中央区晴海三丁目12番1号 KDX晴海ビル9F

本ページ及びこれに続く写真・図表は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1. ビジョン

# 人のチカラで 世界を便利に

うるるの考える『人のチカラ』とは、Web上にネットワークされた世界中の人の英知・マンパワーを指します。

Webの進化によって、場所や時間の制約なく、私たちは『人のチカラ』を運んだり集めたりすることができるようになりました。私たちは『人のチカラ』を活用できる仕組みをつくり、便利なサービスを世の中に提供することで、社会に貢献していきます。

## 2. 事業の概況

当社グループは、CGS\*1事業、BPO\*2事業、クラウドソーシング事業の3つの事業を運営することでクライアントのニーズに対し、ソリューションを提供しております。

CGS事業では、直接当社が運営するクラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカー\*3へ業務を発注し、その納品物を集約・加工することでサービスを創出し、クライアントへ提供しております。

BPO事業では、「シュフティ」のクラウドワーカーや国内・国外協力会社といった当社グループが有する複数のリソースを活用して、クライアントのニーズに適合するリソースを適切に指示・管理することで、クライアントへデータ入力・スキャニング・システム開発受託等のソリューションを提供しております。

クラウドソーシング事業では、業務をアウトソーシングしたいクライアントと、在宅等で時間や場所の制約なく仕事をしたいクラウドワーカーをマッチングするサービスである「シュフティ」を提供しております。

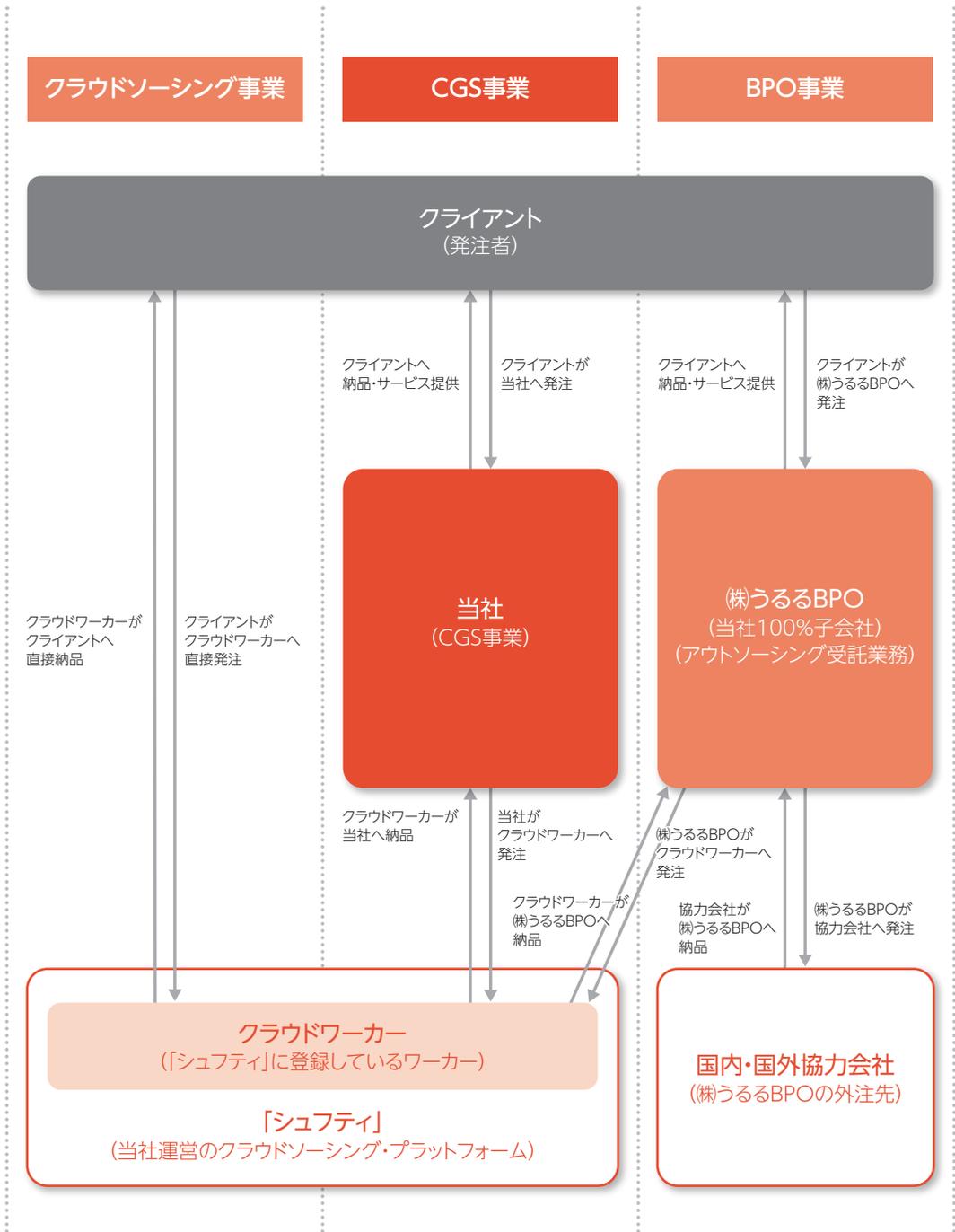
\*1. CGS(Crowd Generated Service)とは、クラウドソーシング・プラットフォームに登録するクラウドワーカーの労働力を活用して生み出されたサービスを指します。

2. BPO(Business Process Outsourcing)とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託することを指します。

3. クラウドワーカー(Crowd Worker)とは、クラウドソーシング・プラットフォームに登録し、クラウドソーシング・プラットフォームを介して仕事の受注・遂行・納品等を行うワーカー(働き手)のことを指します。

当社グループのビジネスモデルの特徴は、①クラウドワーカーによる人力作業を付加することで、システムのみでは提供できない付加価値の創出を図るCGS事業を運営していること、②クラウドソーシング事業やBPO事業において、クライアントの相談を受けることで市場のニーズを把握し、新規CGSのアイデアが生まれること、③クラウドソーシングのプラットフォームを自社で保有しており、外部環境に依存せずにCGS事業を運営することができ、またクラウドワーカー活用のノウハウを蓄積し続けていること、④CGS事業、BPO事業、クラウドソーシング事業の3つのセグメントを有することで、収益基盤の安定化を図れることが挙げられます。

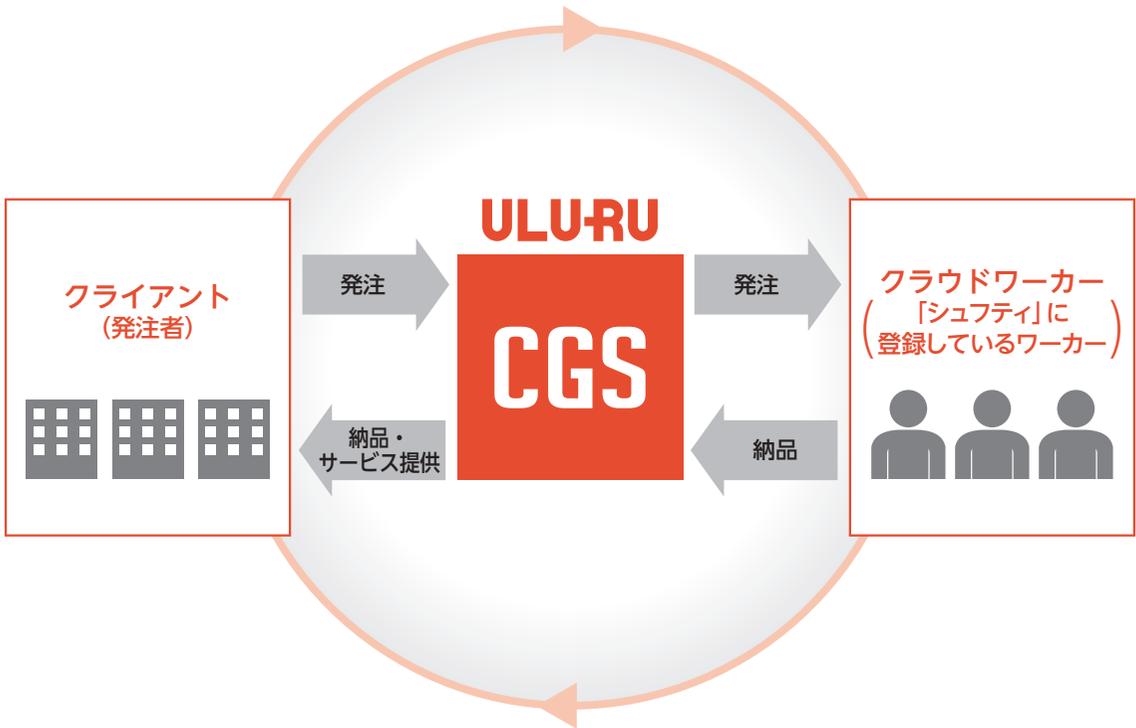
➤ 事業系統図 (平成29年1月31日現在)



### 3. 事業の内容

#### >> CGS事業

当社が「シュフティ」に登録するクラウドワーカーへ直接業務を発注し、クラウドワーカーから納品されたデータ等を当社が集約・加工することでサービスを創出し、クライアントへ提供しております。



#### クラウドワーカーを活用したCGSの特徴

1

全国各地にクラウドワーカーが点在しているため、地域固有の業務の提供や継続的なデータ収集を行うことが可能

「シュフティ」には全国各地に点在する約33万人(平成29年1月31日現在)のクラウドワーカーが登録

2

業務時間・場所に制約のないクラウドワーカーの活用によって常時サービスの提供を行うことが可能

3

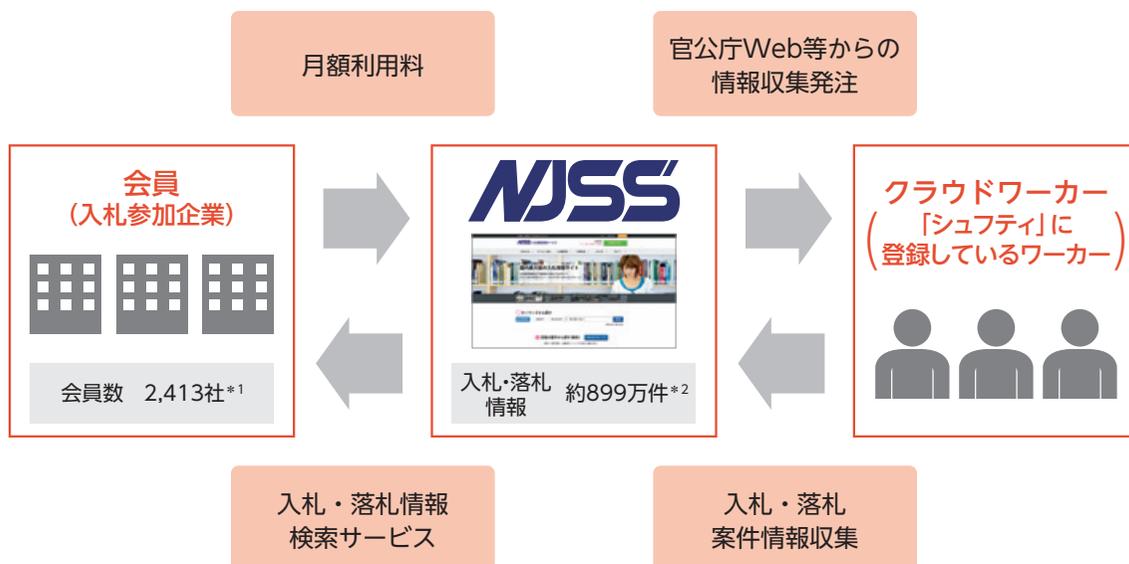
初期投資費用を抑えることが可能

クラウドワーカーを活用することで、採用、勤務場所、設備投資等に係る費用が不要

## ➤ CGSモデル例：当社サービス「NJSS」

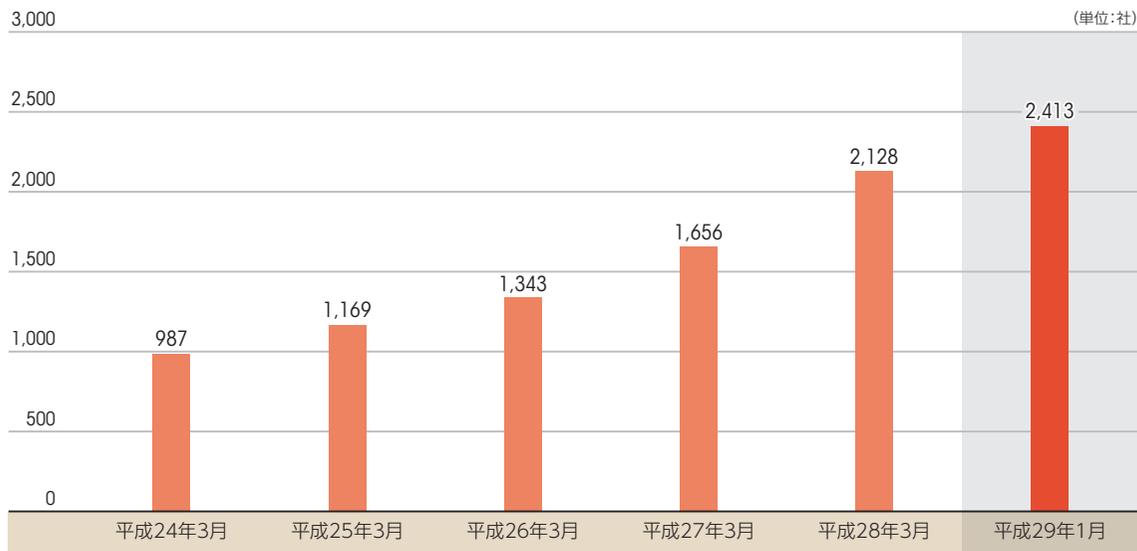
代表的なCGSである入札情報速報サービス「NJSS」では、当社がクラウドワーカーヘインターネット上に公示される官公庁等の入札・落札案件情報の収集を発注し、当該情報を集約して入札・落札案件情報のデータベースを構築し、クライアントへ提供しております。「NJSS」では、システムクローラー\*だけでは情報の収集が難しいスキヤニングされたPDFデータ等の入札・落札情報について、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカーを活用して情報を収集することで網羅性のあるデータベースの提供を図っております。官公庁等の入札案件の落札を目指す企業等をクライアントとし、クライアントが必要とする入札に関する情報や過去の類似案件の落札に関する情報を、ウェブサイト上でタイムリーに提供しております。

\* システムクローラー (Crawler) とは、ウェブ上の文書や画像などを周期的に取得し、自動的にデータベース化するプログラムを指します。



- \* 1. 平成29年1月31日現在の会員数
- 2. 平成29年1月31日現在の累計登録件数

### NJSS会員数推移

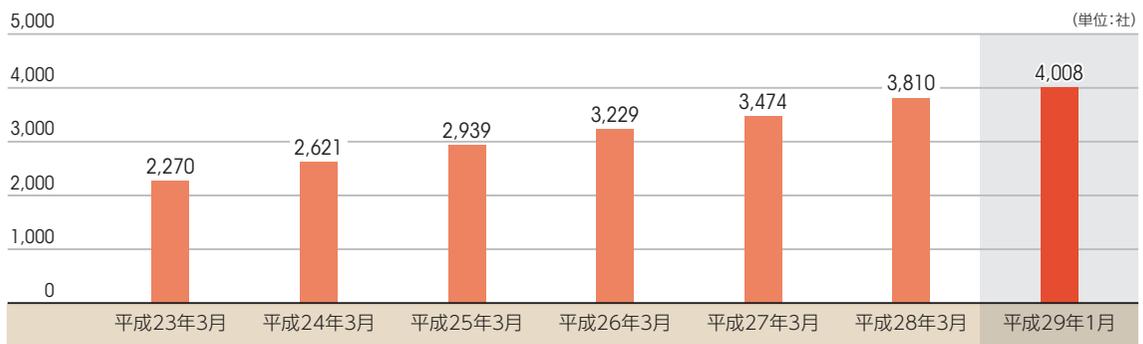


## ➤➤ BPO事業

当社100%子会社である株式会社うるるBPOが運営しております。本事業では、データ入力・スキャンング等に加え、システム開発受託、電子化総合アウトソーシング、メーリングサービス、キャンペーン事務局代行等の総合型アウトソーシング受託業務を行っております。株式会社うるるBPOは、案件の内容、規模、納期、クライアントの要望等に応じて発注先を選択します。



### 累計クライアント数の推移



## ➤➤ クラウドソーシング事業

当社がインターネット上で提供するクラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」で、業務を発注したいクライアントと、在宅等で時間や場所の制約なく仕事をしたいクラウドワーカーをマッチングするサービスです。



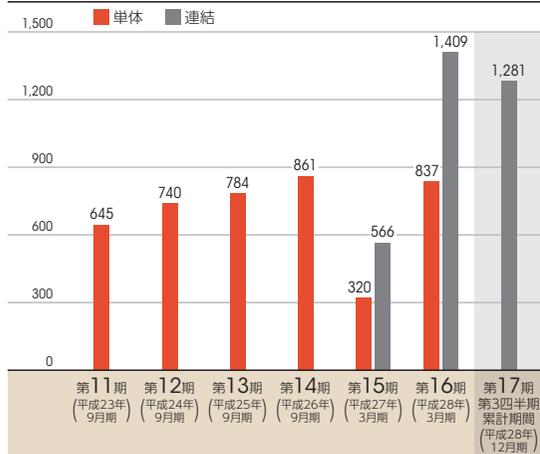
- ①クライアントが「シュフティ」内で仕事を登録
- ②クラウドワーカーが登録されている仕事を実施
- ③「シュフティ」を通じ、クライアントはクラウドワーカーへ対価を支払  
(当社はクラウドワーカーが受け取る報酬の一部を手数料として受領)

クライアントとクラウドワーカーの取引は全て「シュフティ」を通じて実施



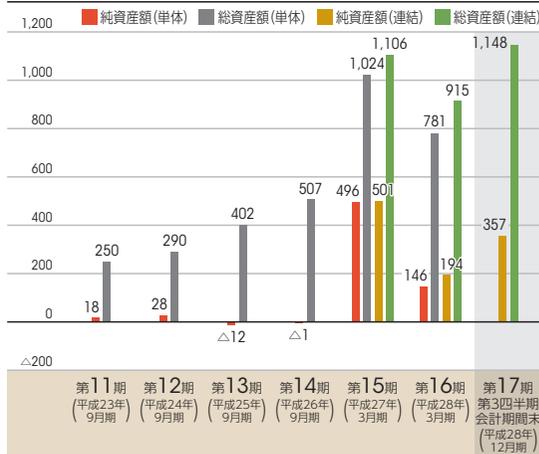
## 売上高

(単位:百万円)



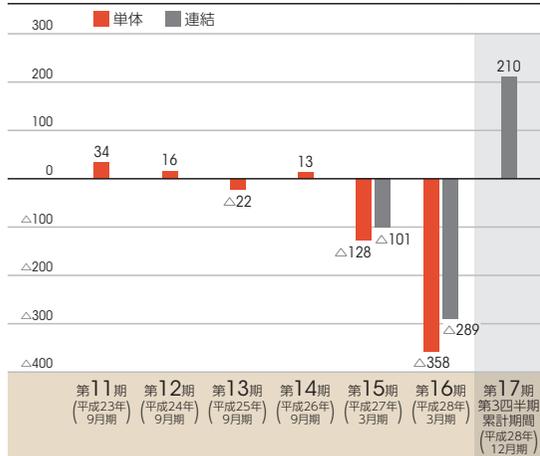
## 純資産額／総資産額

(単位:百万円)



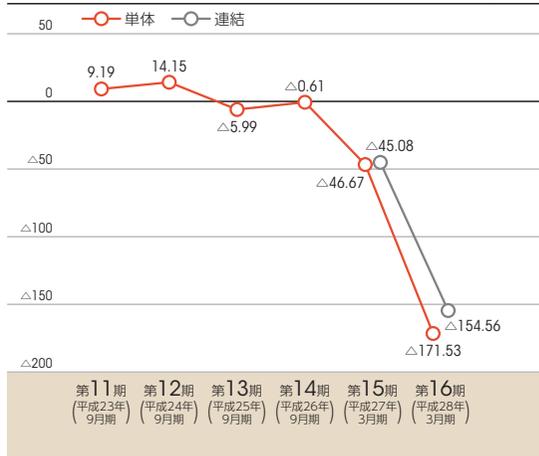
## 経常利益又は経常損失(△)

(単位:百万円)



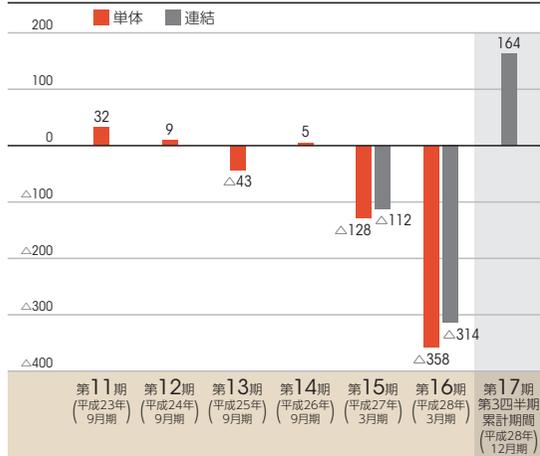
## 1株当たり純資産額(注3)

(単位:円)



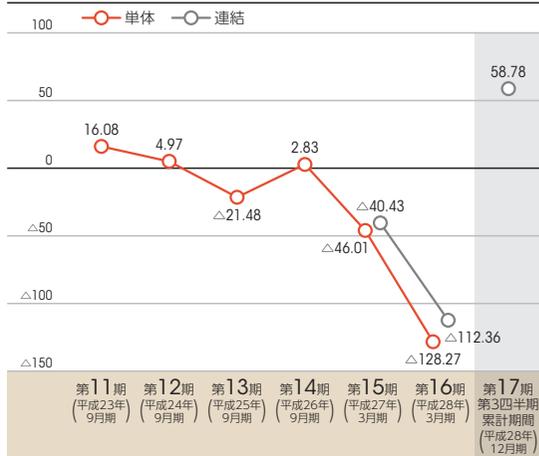
## 親会社株主に帰属する当期純損失(△)又は親会社株主に帰属する四半期純利益及び当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:百万円)



## 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位:円)



(注) 1. 当社は、平成26年7月15日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を9月30日から3月31日に変更いたしました。従って、第15期は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの6ヶ月間となっております。

2. 当社は、平成25年1月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成28年8月25日付で再び普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3. 第15期、第16期の1株当たり純資産額については、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。

# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	16
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	23
第2 事業の状況	24
1. 業績等の概要	24
2. 生産、受注及び販売の状況	26
3. 対処すべき課題	27
4. 事業等のリスク	28
5. 経営上の重要な契約等	31
6. 研究開発活動	31
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	48
3. 配当政策	48
4. 株価の推移	48
5. 役員の状況	49
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	52

第5	経理の状況	58
1.	連結財務諸表等	59
(1)	連結財務諸表	59
(2)	その他	94
2.	財務諸表等	95
(1)	財務諸表	95
(2)	主な資産及び負債の内容	107
(3)	その他	107
第6	提出会社の株式事務の概要	108
第7	提出会社の参考情報	109
1.	提出会社の親会社等の情報	109
2.	その他の参考情報	109
第四部	株式公開情報	110
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	110
第2	第三者割当等の概況	113
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	113
2.	取得者の概況	115
3.	取得者の株式等の移動状況	117
第3	株主の状況	118
	[監査報告書]	120

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月13日
【会社名】	株式会社うるる
【英訳名】	ULURU. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 知也
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海三丁目12番1号KDX晴海ビル9F
【電話番号】	03-6221-3069
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 桶山 雄平
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海三丁目12番1号KDX晴海ビル9F
【電話番号】	03-6221-3069
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 桶山 雄平
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 603,500,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 2,913,272,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 543,292,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	250,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）1. 平成29年2月13日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年2月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成29年2月13日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式191,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

#### 2【募集の方法】

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年2月27日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	250,000	603,500,000	326,600,000
計（総発行株式）	250,000	603,500,000	326,600,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,840円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は710,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年3月8日(水) 至 平成29年3月13日(月)	未定 (注) 4.	平成29年3月15日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年2月27日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年2月27日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年3月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年2月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年3月16日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年2月28日から平成29年3月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	250,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	250,000	—

- (注) 1. 引受株式数については、平成29年2月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月7日)に元引受契約を締結する予定であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
653,200,000	11,000,000	642,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,840円)を基礎として算出した見込額であります。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。  
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額642,200千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限499,828千円と合わせて、①広告宣伝費、②CGS事業に係る人件費、③システム開発に係る人件費、④システム開発に係る業務委託費、⑤その他、採用費、外注費並びに通信費等の運転資金に充当する予定であります。

具体的には、以下に充当する予定であります。

- ①主に、CGS事業における入札情報速報サービス「N J S S」の新規クライアント獲得やその他CGSサービスの顧客獲得に係る広告宣伝費に充当する他、BPO事業、クラウドソーシング事業の顧客獲得及び当社グループ全体PR活動のための広告宣伝費へ199,000千円(平成30年3月期に87,000千円、平成31年3月期に112,000千円)を充当します。  
②主に、CGS事業に係る入札情報速報サービス「N J S S」における営業、マーケティング及びユーザーサポートに係る人件費として、278,000千円(平成30年3月期に136,000千円、平成31年3月期に142,000千円)を充当します。  
③主に、全社システムに係る機能維持のための補修を目的としたシステム開発に係る人件費として、112,000千円(平成30年3月期に54,000千円、平成31年3月期に58,000千円)を充当します。  
④主に、CGS事業に係る入札情報速報サービス「N J S S」におけるユーザビリティ向上のための追加機能開発やWebデザイン改良、新規CGSを立ち上げるためのプロトタイプ制作、クラウドソーシング事業に係る「シュフティ」におけるユーザビリティ向上のための追加機能開発やWebデザイン改良、及び全社システムに係る機能維持のための補修を目的としたシステムに係る業務委託費として、135,000千円(平成30年3月期に70,000千円、平成31年3月期に65,000千円)を充当します。  
⑤企画・営業・開発・管理人材の採用費、事業規模拡大に伴い増加する外注費並びに通信費等の運転資金として、平成30年3月期以降に上記以外の残額を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(参考) 当社グループの事業の内容について

当社グループはCGS事業、BPO事業、クラウドソーシング事業の3つの事業を運営することで、クライアントのニーズに対し、ソリューションを提供しております。

CGS事業では、直接当社が運営するクラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカーへ業務を発注し、その納品物を集約・加工することでサービスを創出し、クライアントへ提供しております。

BPO事業では、「シュフティ」のクラウドワーカーや国内・国外協力会社といった当社グループが有する複数のリソースを活用して、クライアントのニーズに適合するリソースを適切に指示・管理することで、クライアントへデータ入力・スキャニング・システム開発受託等のソリューションを提供しております。

クラウドソーシング事業では、業務をアウトソーシングしたいクライアントと、在宅等で時間や場所の制約なく仕事をしたいクラウドワーカーをマッチングするサービスである「シュフティ」を提供しております。

詳細については、「第二部「企業情報」 第1「企業の概況」 3「事業の内容」」をご参照ください。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,025,800	2,913,272,000	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 413,200株 東京都中央区築地一丁目13番1号 銀座松竹スクエア9階 株式会社みんなのウェディング 264,300株 東京都中央区 桶山 雄平 99,900株 東京都中央区 星 知也 94,000株 東京都中央区 星 和美 88,500株 東京都渋谷区 鈴木 秀和 30,000株 東京都江東区 野坂 枝美 21,500株 東京都中央区 小林 伸輔 13,000株 東京都中央区 落合 健二 1,400株
計(総売出株式)	—	1,025,800	2,913,272,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,840円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出株式数のうち、25,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。  
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 3月8日(水) 至 平成29年 3月13日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支 店及び営業所	<p>東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社</p> <p>東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社</p> <p>東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社</p> <p>大阪府大阪市中央区本町二 丁目6番11号 エース証券株式会社</p> <p>東京都千代田区麴町三丁目 3番6 丸三証券株式会社</p> <p>東京都千代田区麴町二丁目 4番地1(注)9. マネックス証券株式会社</p> <p>大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社</p>	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年3月7日）に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
9. マネックス証券株式会社の住所は平成29年2月20日より、「東京都港区赤坂一丁目12番32号」に変更される予定であります。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	191,300	543,292,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 191,300株
計(総売出株式)	—	191,300	543,292,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式191,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,840円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 3月8日(水) 至 平成29年 3月13日(月)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成29年3月7日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である星知也（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式191,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 191,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成29年3月30日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年2月27日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年3月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年3月16日から平成29年3月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である星知也、売出人である桶山雄平、鈴木秀和、野坂枝美、小林伸輔、及び落合健二並びに当社株主である長屋洋介は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月13日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、売出人であるニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月13日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年9月11日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（うるる従業員持株会）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期
決算年月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (千円)	566,464	1,409,944
経常損失 (△) (千円)	△101,534	△289,998
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△112,782	△314,260
包括利益 (千円)	△110,885	△315,692
純資産額 (千円)	501,192	194,200
総資産額 (千円)	1,106,263	915,707
1株当たり純資産額 (円)	△45.08	△154.56
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△40.43	△112.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	45.3	21.2
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△67,966	△151,412
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△39,326	△16,931
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	615,864	△12,024
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	828,321	647,291
従業員数 (人)	52	72
(外、平均臨時雇用者数)	(20)	(28)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第15期より連結財務諸表を作成しております。

3. 1株当たり純資産額については、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

5. 第15期、第16期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、自己資本利益率については記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

8. 第15期及び第16期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

9. 当社は、平成26年7月15日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、決算期を9月30日から3月31日に変更いたしました。従って、第15期は平成26年10月1日から平成27年3月31日までの6ヶ月間となっております。
10. 当社は、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成28年7月29日付ですべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式については、株主価値の向上を図るため平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき消却しました。
11. 当社は、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (千円)	645,103	740,274	784,914	861,914	320,718	837,541
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	34,980	16,558	△22,037	13,372	△128,107	△358,162
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	32,152	9,935	△43,082	5,818	△128,372	△358,757
資本金 (千円)	10,000	10,000	12,500	17,700	330,813	335,163
発行済株式総数						
普通株式 (株)	200	200	20,500	20,700	19,555	19,655
A種優先株式	—	—	—	—	8,343	8,343
純資産額 (千円)	18,370	28,305	△12,277	△1,259	496,594	146,537
総資産額 (千円)	250,137	290,977	402,268	507,633	1,024,848	781,422
1株当たり純資産額 (円)	91,850.00	141,526.79	△598.91	△60.83	△46.67	△171.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 (△) (円)	160,760.00	49,676.58	△2,148.12	283.03	△46.01	△128.27
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.3	9.7	△3.1	△0.2	48.5	18.8
自己資本利益率 (%)	1,401.6	42.6	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	29 (6)	37 (12)	38 (25)	38 (19)	40 (8)	58 (15)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期、第16期の1株当たり純資産額については、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。

3. 第11期、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第13期、第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 第13期、第14期は債務超過のため、第15期、第16期は当期純損失を計上しているため自己資本利益率については記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

7. 第11期、第12期、第13期、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。

なお、第15期及び第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第11期、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

8. 当社は、平成26年7月15日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、決算期を9月30日から3月31日に変更いたしました。
- 従って、第15期は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの6ヶ月間となっております。
9. 当社は、平成26年10月1日に、BPO事業部門を新設子会社である株式会社うるるBPOに分割・承継いたしました。
- 従って、第14期以前はBPO事業部門の財務数値が含まれていますが、第15期、第16期はBPO事業部門の財務数値が含まれておりません。
10. 当社は、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成28年7月29日付ですべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式については、株主価値の向上を図るため平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき消却しました。
11. 当社は、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
12. 当社は、平成25年1月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、また、平成28年8月25日付で再び普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第11期、第12期、第13期及び第14期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 3月	平成28年 3月
1株当たり純資産額 (円)	9.19	14.15	△5.99	△0.61	△46.67	△171.53
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	16.08	4.97	△21.48	2.83	△46.01	△128.27
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

## 2 【沿革】

当社は、現代表取締役社長である星知也が平成18年1月まで在籍していたシーズングローバルワークス株式会社のオーナーが所有し、当時は休眠会社であった株式会社リナックスの商号を株式会社うるるに変更の上、シーズングローバルワークス株式会社の一事業であったデータ入力サービスを中心とするBPO業務を引き継ぐことによって創業された会社です。設立後の事業の推移等の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
平成13年8月	北海道札幌市中央区にてコンピュータソフトウェアの開発、制作及び販売を目的として株式会社リナックス設立
平成15年10月	株式会社リナックスの商号を株式会社うるるへ商号変更、星知也が代表取締役に就任
平成15年11月	BPOデータ入力サービスの営業を開始
平成16年5月	東京都中央区勝どきに東京事務所を開設
平成17年11月	本社を東京都中央区勝どきへ移転
平成18年1月	星知也が当社株式に係る株式譲渡契約を締結し、実質的に当社の経営権を譲受
平成18年4月	BPOスキニングサービスの営業を開始
平成19年2月	クラウドソーシング・サービス「シュフティ (shufti)」をリリース
平成20年4月	プライバシーマークの付与認定
平成20年9月	入札情報速報サービス「NJSS (エヌジェス)」をリリース
平成23年8月	有料職業紹介事業許可取得
平成24年7月	特定労働者派遣事業許可取得
平成25年3月	ISO27001認証取得
平成25年5月	インドネシアに子会社として「PT. ULURU BALI」を設立
平成26年10月	新設分割により100%子会社である「株式会社うるるBPO」を設立
平成26年10月	幼稚園・保育園向け写真販売システム「園ナビフォト」をリリース
平成26年10月	手書きに対応したタブレット・フォーム・システム「カミメージ (KAMIMAGE)」をリリース
平成26年12月	本社を東京都中央区晴海へ移転

### 3【事業の内容】

#### 1. 当社グループについて

当社グループは、「人のチカラで 世界を便利に」をビジョンに掲げております。当社の考える「人のチカラ」とは、Web上にネットワークされた世界中の人の英知・マンパワーを指し、場所や業務時間に制約のないクラウドワーカー（注）1.）のチカラを効果的に集約・活用できる仕組みを用いて、便利なサービスを世の中に提供することで、社会に貢献していくことを経営理念としております。

当社グループは、クライアントから受託したデータ入力業務を国内・国外協力会社へ外注し、その協力会社への作業指示や納期管理といった管理業務を務めて納品を行う「BPO（注）2.）データ入力サービス」の提供を平成15年11月に開始いたしました。

当初は、データ入力業務等、作業量が多く、納期が一定程度確保された案件を中心に受注しておりましたが、徐々に、データ収集やアンケート集計といったデータ入力以外の業務の増加、少作業量・短納期ニーズの増加といった、アウトソーシング・ニーズが多様化してきたことを受け、業務の規模を問うことなくクライアントのニーズに応えられる体制を整えるために、平成19年2月にクライアントとクラウドワーカーの間で直接業務の受発注を行うことのできるマッチングサービスである、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」を開始いたしました。

さらに、クラウドソーシング・プラットフォームを運営する中で、クラウドワーカーを当社グループ自身が活用することにより、新たなサービス創出の可能性を見出しました。

そこで、従来のクラウドソーシングのマッチングサービスだけでなく、プラットフォーム運営企業である当社自身がクラウドワーカーをリソースとして活用する事業として、「CGS（注）3.）事業」を平成20年9月より展開して参りました。現在では入札情報速報サービス「NJSS」を筆頭にCGS事業が当社グループの主力事業と捉えております。CGS事業では、「シュフティ」を活用することで、これまで機械やソフトウェアのみを活用してきた作業にクラウドワーカーによる人力作業を付加し、システムのみでは提供できない付加価値を有したサービスを創出・提供しております。例えば、当社の代表的CGSである「NJSS」においては、システムクローラー（注）4.）だけでは情報の収集が難しいスキニングされたPDFデータ等の入札・落札情報について、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカーを活用して情報を収集することで網羅性のあるデータベースの提供を図っております。さらに、サービスを顧客に提供し、その対価として顧客より当社が収益を享受し、その収益を基に、現状のクラウドソーシング業界での報酬より高い報酬をCGSのリソースであるクラウドワーカーに、継続的に提供することで、クラウドソーシングの課題であったクラウドワーカーの報酬の安定化・適正化を図っております。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社2社で構成されており、セグメントは上記に記載の、CGS事業、クラウドソーシング事業及び当社の100%子会社である株式会社うるるBPOにて運営するBPO事業の3つとしており、これは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（注）1. クラウドワーカー（Crowd Worker）とは、クラウドソーシング・プラットフォームに登録し、クラウドソーシング・プラットフォームを介して仕事の受注・遂行・納品等を行うワーカー（働き手）のことを指します。

（注）2. BPO（Business Process Outsourcing）とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託することを指します。

（注）3. CGS（Crowd Generated Service）とは、クラウドソーシング・プラットフォームに登録するクラウドワーカーの労働力を活用して生み出されたサービスを指します。

（注）4. システムクローラー（System Crawler）とは、ウェブ上の文書や画像などを周期的に取得し、自動的にデータベース化するプログラムを指します。

#### 2. 当社グループのビジネスモデルについて

当社グループでは、CGS事業、BPO事業、クラウドソーシング事業の3つの事業を運営することで、クライアントのニーズに対し、ソリューションを提供しております。

CGS事業では、直接「シュフティ」のクラウドワーカーへ業務を発注し、その納品物を集約・加工することでサービスを創出し、クライアントへ提供しております。例えば、代表的なCGSである入札情報速報サービス「NJSS」では、当社がクラウドワーカーへインターネット上に公示される官公庁等の入札・落札案件情報の収集を発注し、当社が当該情報を集約して入札・落札案件情報のデータベースを構築し、クライアントへ提供しております。このデータベースは、従来型のサービスではシステムクローラーによるテキスト情報の収集が主であり、不要な情報が混ざってしまうことが多くありましたが、「NJSS」ではクラウドワーカーが手作業で収集を行うことにより、不要な情報の除去が可能となっている他、画像情報のテキスト化が可能となり、システムクローラーのみでは作成困難なデータベースの構築を図っております。

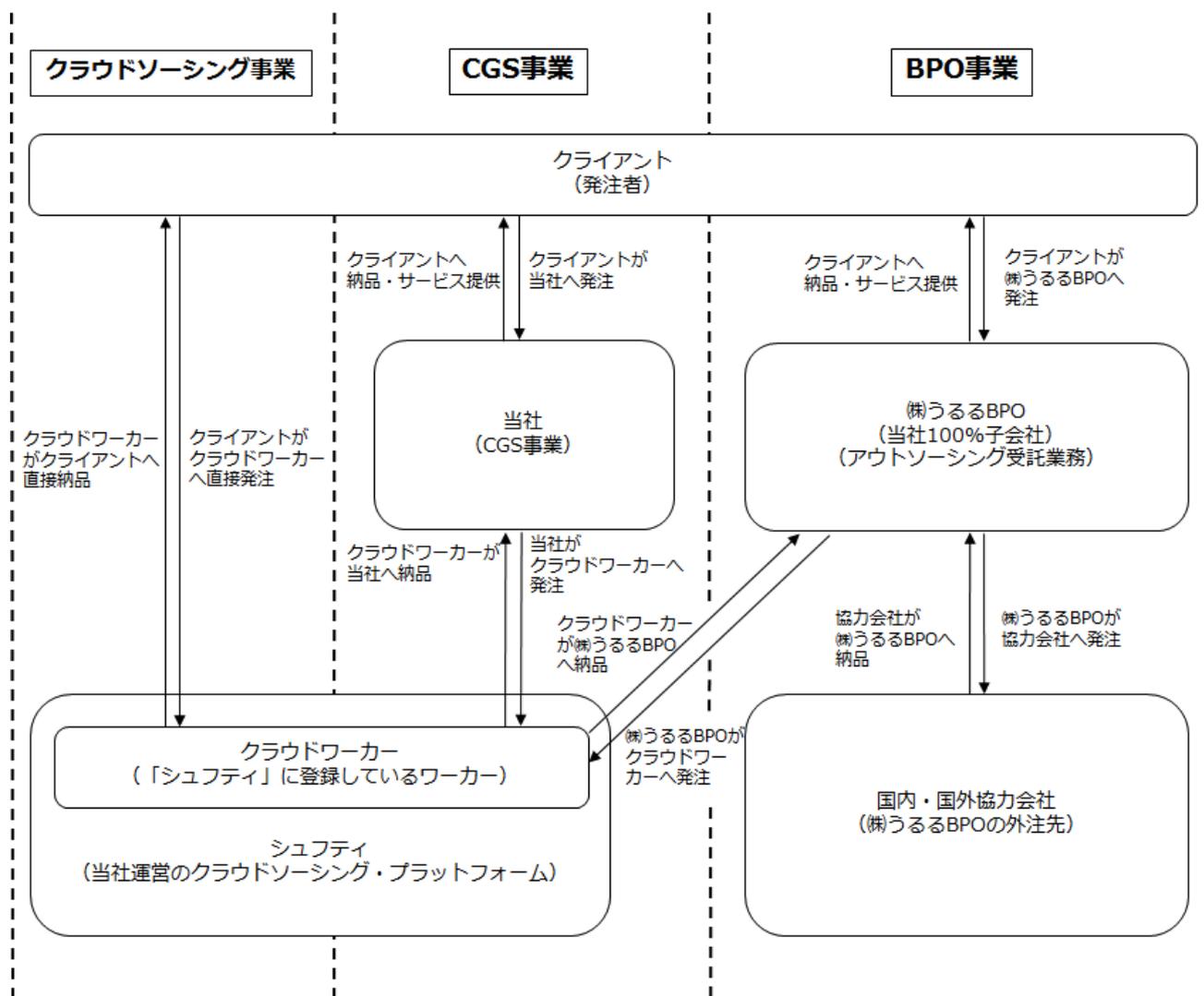
BPO事業では、「シュフティ」のクラウドワーカーや国内・国外協力会社といった当社グループが有する複数のリソースを活用して、クライアントのアウトソーシング・ニーズに対して、その規模を問わず、ニーズに適合するリソースを適切に指示・管理することで、クライアントへソリューションを提供しております。

クラウドソーシング事業では、業務をアウトソーシングしたいクライアントと、在宅等で時間や場所の制約なく仕事をしたいクラウドワーカーをマッチングするサービスであるクラウドソーシング・プラットフォームである「シュフティ」を提供しております。

当社グループのビジネスモデルの特徴は、①これまで機械やソフトウェアのみを活用してきた作業にクラウドワーカーによる人力作業を付加することで、システムのみでは提供できない付加価値の創出を図るCGS事業を運営していること、②クラウドソーシング事業やBPO事業において、クライアントの相談を受けることで市場のニーズを把握し、新規CGSのアイデアが生まれること、③クラウドソーシングのプラットフォームを自社で保有しており、外部環境に依存せずにCGS事業を運営することができ、またクラウドワーカー活用のノウハウを蓄積し続けていること、④CGS事業、BPO事業、クラウドソーシング事業の3つのセグメントを有することで、収益基盤の安定化を図れることが挙げられます。

当社グループ全体の事業系統図は、以下のとおりです。

(平成29年1月31日現在)



### 3. 各事業の概要

#### (1) CGS事業

##### ① サービスの概要

CGS事業では、当社が「シュフティ」に登録するクラウドワーカーへデータ入力やデータ収集といった様々な業務を直接発注し、クラウドワーカーから納品されたデータ等を当社が集約・加工することでサービスを創出し、クライアントへ提供しております。

CGS事業で提供するサービスの主な特徴は、以下のとおりです。

- i. 「シュフティ」には全国各地に点在する約33万人（平成29年1月31日現在）のクラウドワーカーが登録されているため、地域固有の業務の提供やデータの継続的な収集を行うことができる
- ii. 在宅等の勤務により業務時間・場所に制約のないクラウドワーカーを活用することで、サービスの提供を常時行うことができる
- iii. クラウドワーカーを活用する際に、採用、勤務場所、設備投資等などに係る費用がかからないため、初期投資費用を抑えることができる

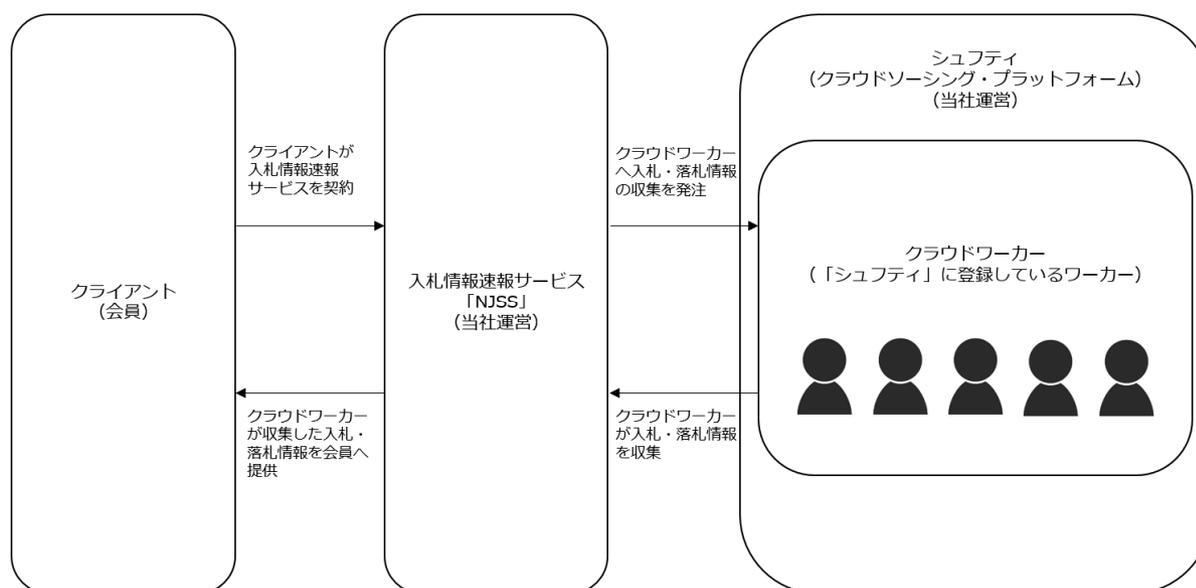
##### ② 展開しているサービス

当社グループがCGS事業で展開しているサービスは、以下のとおりです。

サービス名	サービス概要												
入札情報速報サービス 「NJSS」	<p>官公庁、地方自治体、その他公共機関等から各民間企業へ発注される入札案件の情報は、各ホームページ上で一時的にしか公示されていない場合もあるため、応札したい民間企業は全ての案件を網羅できず機会損失が発生しておりました。</p> <p>入札・落札を検討する際は、多様な入札情報と過去の落札情報（前回どの企業がいくらで落札したか等の情報）の把握が、機会損失を軽減させ、落札の可能性を高めることに繋がります。</p> <p>「NJSS」では、システムクローラーだけでは情報の収集が難しいスキニングされたPDFデータ等の入札・落札情報について、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカーを活用して情報を収集することで網羅性のあるデータベースの提供を図っております。官公庁等の入札案件の落札を目指す企業等をクライアントとし、クライアントが必要とする入札に関する情報や過去の類似案件の落札に関する情報を、ウェブサイト上でタイムリーに提供しております。</p> <p>これまでに「NJSS」が収集した入札・落札情報は約899万件です（平成29年1月31日現在）。なお落札情報は、各機関のウェブサイト等において一定期間経過後に掲載が終了し、各企業が自社でその情報を過去に遡及して収集することが困難であるため、「NJSS」が収集した落札情報は付加価値を有していると考えております。</p> <p>「NJSS」はサイト利用を月額課金制とすることにより、継続的に収入を得ることの出来るストック型の事業となっております。会員は2,413社（平成29年1月31日現在）を有しております。</p> <p>「NJSS」の会員数の推移は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：社）</p> <table border="1" data-bbox="496 1458 1439 1568"> <thead> <tr> <th>平成24年3月</th> <th>平成25年3月</th> <th>平成26年3月</th> <th>平成27年3月</th> <th>平成28年3月</th> <th>平成29年1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>987</td> <td>1,169</td> <td>1,343</td> <td>1,656</td> <td>2,128</td> <td>2,413</td> </tr> </tbody> </table>	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年1月	987	1,169	1,343	1,656	2,128	2,413
平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年1月								
987	1,169	1,343	1,656	2,128	2,413								
幼稚園・保育園向けサービス 「園ナビフォト」	<p>現状、幼稚園教諭や保育士は直接的な業務の他に雑多な業務が多く、特に業務過多を理由とした保育士の定着難が慢性的な保育士不足の一因となっております。その雑多な業務の一つに保護者向けの写真の整理業務があり、当社ではそれを解決させるための写真販売システム「園ナビフォト」を提供しております。</p> <p>「園ナビフォト」は園の保育士が撮影した写真をインターネット上のプラットフォームを通じて、写真をスムーズに販売できるシステムを提供しており、園は当該写真販売を通じて収益を得ることもできることから、園で働く人たちの待遇を改善させることにもつながると考えております。</p> <p>さらに「園ナビフォト」では、利便性の向上のため、「シュフティ」に登録するカメラマンを園に派遣すること等により、写真撮影のサポートを行い、類似サービスとの比較優位を生み、付加価値を高めております。</p>												

サービス名	サービス概要
手書きに対応したタブレット・フォーム・システム「カミメージ (KAMIMAGE)」	従前より、企業はイベント会場のアンケート、キャンペーン申込書、会員登録等様々なシーンにおいて、用紙に情報を手書きすることによって、顧客情報を収集してきました。多くの場合、企業は紙で収集した情報をデジタルデータ化するために、時間とコストをかけて当社グループのようなBPO事業者に出注しておりました。 「カミメージ (KAMIMAGE)」では、紙と同じようにタブレットへ直接手書きすると、即時にセキュリティが担保された状態で画像データがシュフティ上に業務として登録され、クラウドワーカーが画像データを見ながら文字等をデータ化することで、最短数分程度でクライアントに提供されます。これにより、クライアントは顧客情報や販売情報等のデータを、即時に活用することが可能となります。

なお、代表的なCGS事業である入札情報速報サービス「NJSS」の事業フローは、以下の図のとおりです。



## (2) BPO事業

### ① サービスの概要

BPO事業は、当社100%子会社である株式会社うるるBPOが運営しております。本事業では、業務コスト削減や業務速度を早めたい、作業品質を高めたい、コア業務へ集中したい等といったアウトソーシングニーズがある企業へ株式会社うるるBPOが保有する社内施工部門、「シュフティ」のクラウドワーカー、国内外の協力会社といった社内外のリソースを活用して、ソリューションを提供するサービスを展開しております。具体的にはデータ入力・スキニング等に加え、システム開発受託、電子化総合アウトソーシング、メールングサービス、キャンペーン事務局代行等の総合型アウトソーシング受託業務を行っております。受注後、案件の内容、規模、納期、クライアントの要望等に応じて発注先を選択しております。

当社グループでは平成15年より、自社ウェブサイトを経由して新規・継続顧客から業務を受注し、累計約4,000社のクライアントと約20,000件の受注案件実績（平成29年1月31日現在）を有しております。

「BPO事業」累計クライアント数の推移

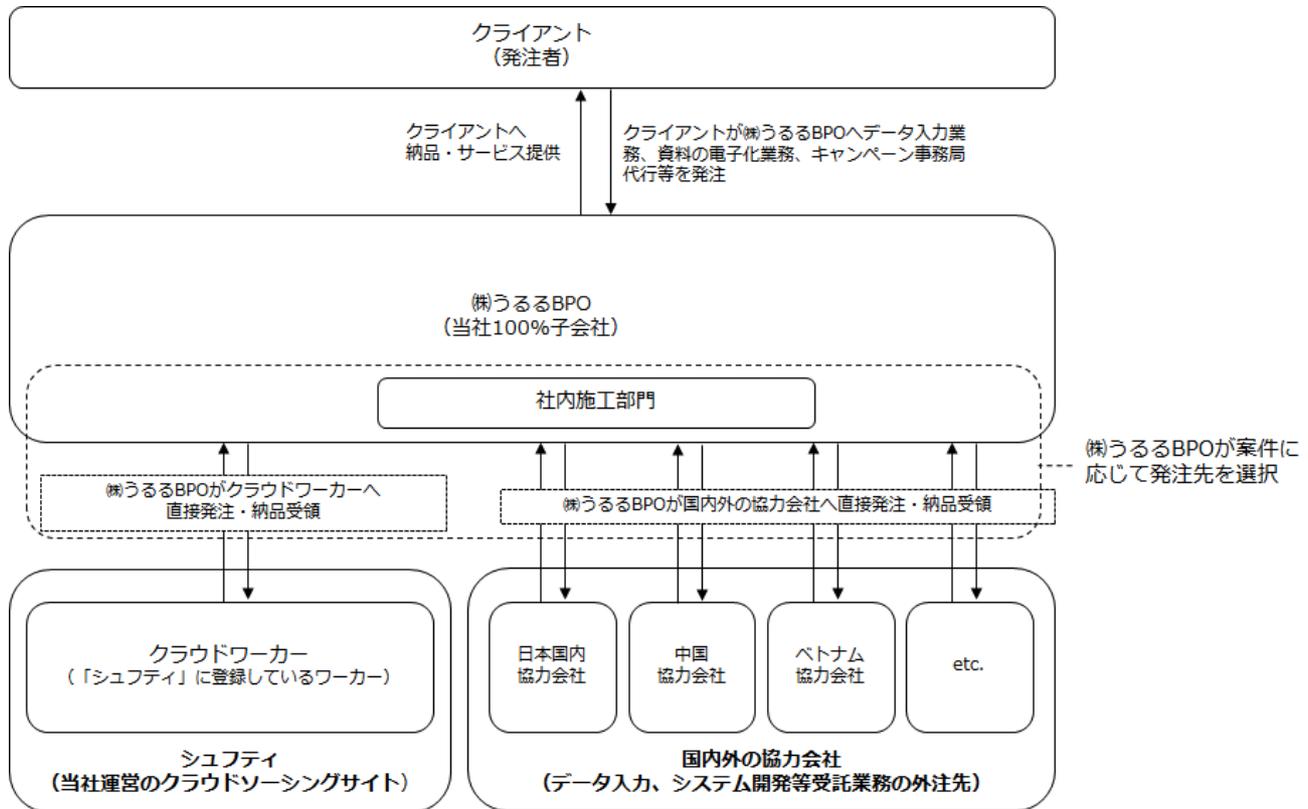
(単位：社)

	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年1月
累計クライアント数	2,270	2,621	2,939	3,229	3,474	3,810	4,008

② BPO事業の特徴

BPO事業では、クライアントのニーズに対して、社内施工部門、「シュフティ」のクラウドワーカー、中国やベトナムを中心とした国外協力会社及び国内協力会社といった社内外のリソースを活用して、株式会社うるるBPOがワンストップでクライアントへソリューションを提供できることが特徴となっております。

クライアントと株式会社うるるBPO及びそのリソースとの関係については、以下の図のとおりです。



(3) クラウドソーシング事業

① サービスの概要

クラウドソーシング事業とは、当社がインターネット上で提供するクラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」で、業務を発注したいクライアントと、在宅で時間や場所の制約なく仕事をしたいクラウドワーカーをマッチングするサービスとして平成19年2月にリリースいたしました。サービスは順調に拡大を続け、現在では330,876人（平成29年1月31日現在）のクラウドワーカーが「シュフティ」に登録されております。

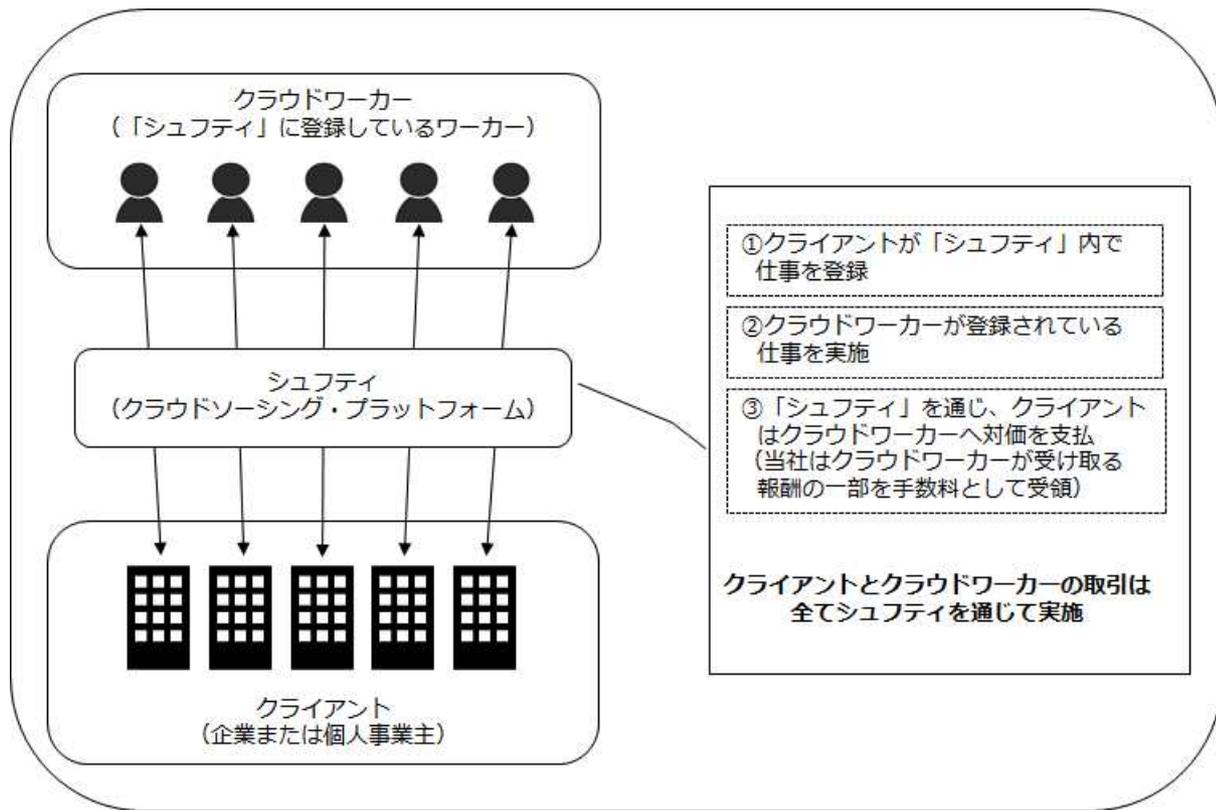
② サービスの特徴

「シュフティ」の特徴は以下のとおりです。

- i. クラウドワーカーは、業務時間・場所に制約なく、仕事をし、報酬を得ることができる
- ii. クラウドワーカーは、仕事内容を選ぶことができ、自身のスキルを活かすことができる
- iii. クライアントは、業務を依頼したいときのみ、業務の発注を行うこととなるため、費用を変動費化でき、また採用等の初期投資費用を抑えられる
- iv. クライアントは、業務時間・場所に制約のない多数のクラウドワーカーが存在する「シュフティ」を利用するため、常時役務の提供を享受できる

「シュフティ」で登録されている業務の特徴として、「シュフティ」にアクセスできる環境さえあれば誰でも簡単にできる業務が多いことが挙げられます。パソコンやスマートフォン等のできる業務が多く登録されていることから、育児の合間や電車で移動中の時間といったすき間時間に仕事をする事が可能となります。

「シュフティ」におけるクライアントとクラウドワーカーの一連の取引フローは、以下の図のとおりです。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社うるるBPO (注) 2、5	東京都中央区	60,000千円	BPO事業	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向 BPO業務の委託
PT. ULURU BALI (注) 3	インドネシア共和国バリ州	2,913,000千インドネシアルピア	CGS事業	99.0 [1.0]	役員の兼任1名 クラウドワーカー管理業務の委託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の [ ] 内は、当社代表取締役社長である星知也の所有割合で外数となっております。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 株式会社うるるBPOについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	595,556千円
	(2) 経常利益	66,620千円
	(3) 当期純利益	44,426千円
	(4) 純資産額	120,441千円
	(5) 総資産額	209,416千円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
CGS事業	29 (6)
BPO事業	15 (16)
クラウドソーシング事業	4 (2)
報告セグメント計	48 (24)
全社（共通）	19 (2)
合計	67 (26)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、マーケティング部（開発業務）及び管理本部に所属しているものであります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が4人減少しておりますが、主な理由は、自己都合の退職によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成29年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
47(10)	34.1	3.3	4,954,444

セグメントの名称	従業員数（人）
CGS事業	24 (6)
BPO事業	— (—)
クラウドソーシング事業	4 (2)
報告セグメント計	28 (8)
全社（共通）	19 (2)
合計	47 (10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 最近日までの1年間において従業員数が11人減少しておりますが、主な理由は、連結子会社である株式会社うるるBPOへの出向によるものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

前連結会計年度（第15期）に決算期を変更しており、前連結会計年度は平成26年10月1日から平成27年3月31日までの6ヵ月間であったことから、前年同期との比較については記載をしておりません。

#### (1) 業績

第16期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率の引き上げによる個人消費等への影響が一部に見られたものの、引き続き雇用環境の改善や企業の設備投資の増加が見込まれており、概ね景気は回復基調を維持しました。

また「平成27年版 情報通信白書」（総務省）によると、わが国における在宅型テレワーカーの数は、平成24年に930万人に達したものの、その後2年連続で減少に転じ、平成26年には550万人となっております。一方、テレワークは、「少子高齢化対策の推進」、「ワークライフ・バランスの実現」、「地域活性化の推進」等、わが国が抱える課題を解決する効果をもたらし得ると評されております。

さらに、クラウドソーシングにおけるワーカーは自営型テレワーカーであることが多いため、クラウドソーシングの拡大はテレワーカーの増加に寄与すると考えられます。矢野経済研究所「クラウドソーシングサービス市場に関する調査結果2014」によると、平成25年度の流通金額規模（仕事依頼金額ベース）は215億円となっております、今後も更に増加すると考えております。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、クラウドソーシング・サービス「シュフティ」の運営、入札情報速報サービス「N J S S」をはじめとする「シュフティ」のクラウドワーカーを活用したCGS事業の拡大、そして企業のアウトソーシング・ニーズに対応するBPO事業に注力してまいりました。この結果、当連結会計年度における売上高は1,409,944千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は566,464千円）、営業損失は288,819千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は101,377千円の損失）、経常損失は289,998千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は101,534千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は314,260千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は112,782千円の損失）となりました。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① CGS事業

CGS事業は、「N J S S」の会員数増加に注力いたしました。また、新規として「園ナビフォト」を本格リリースし、収益機会の拡大を図りました。この結果、当連結会計年度におけるCGS事業の売上高は774,431千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は298,186千円）となり、セグメント利益は23,638千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は98,326千円の利益）となりました。

#### ② BPO事業

BPO事業は、これまで取引のなかったクライアントからの受注数が増加するなど好調に推移いたしました。この結果、当連結会計年度におけるBPO事業の売上高は593,556千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は245,726千円）となり、セグメント利益は66,229千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は25,347千円の利益）となりました。

#### ③ クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業は、登録クラウドワーカーが約30万人となり、事業は順調に拡大いたしました。一方、CGS事業やBPO事業のプラットフォームとしての位置付けから、ユーザー拡大のための広告宣伝費、ユーザー利便性を高めるためのシステム改修・保守等の業務委託費、その他費用をクラウドソーシング事業に投じております。この結果、当連結会計年度におけるクラウドソーシング事業の売上高は36,202千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は10,825千円）となり、セグメント損失は126,000千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は59,634千円の損失）となりました。

第17期第3四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年12月31日）

当第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日～平成28年12月31日）におけるわが国経済は、雇用情勢・所得環境について緩やかな改善傾向にあるものの、景気の先行き懸念から個人消費の持ち直しの動きは限定的であります。また、海外においては、米国の追加利上げや中国を始めとする新興国の経済成長の減速懸念を注視する状況となっており予断を許しません。

このような情勢のもと、当社グループは「人のチカラで 世界を便利に」をビジョンに掲げ、「CGS事業」、「BPO事業」、「クラウドソーシング事業」の3セグメント体制で事業を展開しております。

CGS事業では、当社のクラウドソーシングサービスであるシュフティに登録しているクラウドワーカーを、当社がリソース供給源として活用することで創出したサービスを提供しております。例えば、当該事業の主力である入札情報速報サービス（NJSS）では、クラウドワーカーが全国の官公庁・公的機関の入札・落札情報を収集して作成したデータベースをクライアントへ提供しております。その他、CGS事業として、保育園・幼稚園児の写真をオンラインで販売する園ナビフォトの展開を進めたほか、新規サービスを創出するためのフィージビリティ・スタディ（注）を行いました。CGS事業を中心に事業を推進した結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,281,729千円、営業利益217,013千円、経常利益210,232千円、親会社株主に帰属する四半期純利益164,567千円となりました。

（注） フィージビリティ・スタディ（Feasibility Study）とは、プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討することを指します。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

#### ① CGS事業

当第3四半期連結累計期間における当該セグメントの業績は、売上高744,197千円、セグメント利益380,084千円となりました。

当該セグメントの主要なサービスであるNJSSにおいて、順調に契約件数を増加させたこと、また平成28年6月よりスタートさせたプラチナプランの受注も寄与し、CGS事業の業績を牽引しました。

また、新規CGSとして展開している園ナビフォトにおいては、契約園数、写真販売枚数を順調に増加させました。

#### ② BPO事業

BPO事業においては、Webサイトの改善による新規受注顧客数が増加し、またリピート顧客への受注数増加も寄与し、当該事業における販売額が堅調に推移しました。その結果、当第3四半期連結累計期間における当該セグメントの業績は、売上高504,747千円、セグメント利益86,942千円となりました。

#### ③ クラウドソーシング事業

当該セグメントのサービスであるシュフティにおいては、市場規模の拡大とともに、登録クラウドワーカー数、登録クライアント数等が順調に増加しました。その結果、当第3四半期連結累計期間における当該セグメントの業績は、売上高32,784千円、セグメント損失67,980千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第16期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、647,291千円と前連結会計年度末に比べ181,029千円（△21.9%）の減少になりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは151,412千円の支出（前連結会計年度（6ヶ月間）は67,966千円の支出）となりました。この主な要因は、資金減少要因として、税金等調整前当期純損失289,998千円の計上、資金増加要因として、売上債権の減少24,152千円、前受金の増加78,506千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは16,931千円の支出（前連結会計年度（6ヶ月間）は39,326千円の支出）となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出10,823千円、ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出6,350千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは12,024千円の支出（前連結会計年度（6ヵ月間）は615,864千円の収入）となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出20,724千円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

BPO事業において受注が発生するものの、受注から納品までの期間が短く見込納品額は変動するケースがあるため、受注額の掲載を省略しております。

(3) 販売実績

最近2連結会計年度及び第17期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	第15期 連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	第16期 連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第17期 第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
CGS事業	298,186	774,431	744,197
BPO事業	245,726	593,556	504,747
クラウドソーシング事業	10,825	36,202	32,784
報告セグメント計	554,738	1,404,189	1,281,729
その他	11,725	5,754	—
合計	566,464	1,409,944	1,281,729

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 最近2連結会計年度及び第17期第3四半期連結累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の販売先がないため、省略しております。  
4. 第15期連結会計年度に決算期を変更しており、第15期連結会計年度は平成26年10月1日から平成27年3月31日までの6ヶ月間であったことから、前年同期との比較については記載をしております。  
5. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リサーチ関連の事業を含んでおります。

### 3【対処すべき課題】

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

#### (1) CGS事業（Crowd Generated Service）の拡大

当社は、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカーをリソースとするCGSとして、入札情報速報サービス「N J S S」、タブレット端末で手書き入力された情報を即座に「シュフティ」のワーカーがデジタルデータ化する「カミメージ（KAMIMAGE）」、幼稚園・保育園向けの写真販売管理システム「園ナビフォト」を運営しておりますが、今後新たなCGSを複数展開していくことを計画しております。

そのためにはCGSのリソースとなるクラウドワーカーの確保・増加が重要となりますが、クラウドソーシング市場は、矢野経済研究所が平成26年7月に発表した「クラウドソーシングサービス市場に関する調査結果2014」によると、平成25年度の流通金額規模（仕事依頼金額ベース）は前年度比約倍増の215億円となっており、今後も右肩上がりの成長を続けていくと考えております。一方、クラウドソーシングにおいては、クラウドワーカーの数が登録される仕事数よりも多いことから価格競争が発生し、低賃金の仕事が増えてしまう傾向にあります。「クラウドソーシング＝低賃金」というイメージが定着することは、クラウドソーシング市場の拡大、ひいてはCGS事業の拡大の阻害要因となり得ると考えられます。

そのような状況における当社の課題は、クラウドワーカーの確保・増加のために、既存CGSの成長及び新たなCGSの創出を図ることです。当社は、既存CGSの成長及び新たなCGS創出による収益を享受し、現状のクラウドソーシング業界での報酬より高い報酬を当社のクラウドソーシングサービスであるシュフティのクラウドワーカーに継続的に提供し、そうすることでクラウドワーカーにとってシュフティの魅力が増し、クラウドワーカーの人数や属性が豊富となり、再び新たなCGSの創出が図れるという好循環を生み出すことができると考えております。クラウドワーカーというリソースを活用して新たな市場を創出する、もしくは既に存在する市場のシェアを獲得するために、BPO事業を中心に多数の顧客へヒアリングをすることで、顕在・潜在ニーズを把握し、新たなCGSのフィービリティ・スタディを積極的かつ継続的に行うことで、既存CGSの成長と新たなCGSの創出に取り組んでいく所存であります。

#### (2) システムの安定的な稼働の確保

当社の運営する「シュフティ」及びCGS事業ではインターネットを介したサービス提供を中心としており、そのシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。これまで利用者数やデータ量の増加に合わせて適切な対策を講じてまいりましたが、引き続き利用者の増加、取扱データ容量拡大に対応するためのシステム投資、メンテナンス投資及び運用監視体制の強化を図るとともに、そのための人員確保、教育・研修の実施等に取り組んでまいります。

#### (3) 情報管理体制の整備

当社の運営する「シュフティ」ではワーカーの個人情報をお預かりしており、また当社子会社で実施するBPO事業では顧客の機密情報をお預かりするケースも発生することから、その情報管理体制を整えることが重要であるとと考えております。

当社において情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得、子会社である株式会社うるるBPOにおいてISMS認証及びプライバシーマークを取得しており、今後も社内の情報管理体制整備に継続して取り組んでまいります。

#### (4) 内部管理体制の強化

当社の事業の継続的な発展を実現させるためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクを適切にコントロールするための内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保するため、監査役と内部監査室の連携、定期的な内部監査の実施、社内経営陣や従業員に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでまいります。

#### (5) 人材の確保と教育

当社が持続的に成長するためには、有能な人材の確保が重要であると考え、事業開発、マーケティング、システムエンジニアといった専門性を有する人材の確保及び教育に注力してまいります。また、OJT、社内教育等による社員のレベルアップを進めてまいります。

#### 4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、当社グループとして必ずしも重要なリスクとして考えていない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

##### (1) 各セグメントにおける追加的な支出による業績への影響について

当社グループは支出を抑制しつつ、CGS事業での新規サービスを生み出すこと及びクラウドソーシング事業では今後も一定の投資を行うことを計画しておりますが、予期せぬ経済環境の変化が起これば、当社グループにおいてシステム投資や人件費、業務委託費等の追加的な支出が発生した場合には、各事業の収益性が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、新規サービスの業績が当初計画を下回った場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記について、具体的には、第15期連結会計年度においては、CGS事業では、NJSSでの会員獲得を目的とした広告宣伝費やシステム改修に係る業務委託費、新規CGS創出を目的とした人件費やシステム開発に係る業務委託費等の追加支出が嵩み、またクラウドソーシング事業については、「シュフティ」の会員獲得のための広告宣伝費、ユーザー利便性を高めるためのシステム改修・保守等の業務委託費等の追加支出が嵩み、各事業ともに当初に計画しておりましたセグメント利益より低位に留まり、当社グループ全体として営業損失を計上するという影響を及ぼしました。

第16期連結会計年度においても、CGS事業では、新規CGS創出を目的としたシステム開発に係る業務委託費や、NJSSや園ナビフォトでの新規顧客獲得のための業務委託費や広告宣伝費等の追加支出が嵩み、またクラウドソーシング事業については、「シュフティ」の会員獲得のための広告宣伝費、ユーザー利便性を高めるためのシステム改修・保守等の業務委託費等の追加支出が嵩み、各事業ともに当初に計画しておりましたセグメント利益より低位に留まり、当社グループ全体として営業損失が拡大するという影響を及ぼしました。

なお、直近の業績である最近2連結会計年度及び第17期第3四半期連結累計期間の売上高及びセグメント利益（営業利益）をセグメントごとに示すと、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

	回次	第15期(注)1	第16期	第17期第3四半期
	決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年12月
売上高	CGS事業	298,186	774,431	744,197
	BPO事業	245,726	593,556	504,747
	クラウドソーシング事業	10,825	36,202	32,784
	その他	11,725	5,754	—
	連結財務諸表計上額	566,464	1,409,944	1,281,729
セグメント利益 (営業利益)	CGS事業	98,326	23,638	380,084
	BPO事業	25,347	66,229	86,942
	クラウドソーシング事業	△59,634	△126,000	△67,980
	その他	△12,238	△224	—
	調整額(注)2	△153,177	△252,461	△182,034
	連結財務諸表計上額	△101,377	△288,819	217,013

(注) 1. 第15期については、決算期変更を行っているため、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの6ヶ月間となっております。

2. セグメント利益の調整額(第15期△153,177千円、第16期△252,461千円、第17期第3四半期△182,034千円)は、セグメント間取引消去(第15期258千円、第16期418千円、第17期第3四半期398千円)、各報告セグメントに配分していない全社費用(第15期△153,435千円、第16期△252,880千円、第17期第3四半期△182,432千円)であります。

3. セグメント情報の開示に伴い、第15期以降の報告セグメント別損益を開示しております。

## (2) 事業環境について

### ① 国内BPO市場及びクラウドソーシング市場について

株式会社うるるBPOが事業を展開する国内BPO市場は、矢野経済研究所が平成26年11月に発表した「BPO市場に関する調査結果2014」によると、前述のとおり今後も安定的な成長を見込んでおります。

また、当社が事業を展開する国内クラウドソーシング市場は、同じく矢野経済研究所が発表した「クラウドソーシングサービス市場に関する調査結果2014」によると「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおり今後も成長を見込んでおります。

上記2市場の成長により、当社グループは更なる成長を見込んでおりますが、上記の予測に反して市場の急激な縮小等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### ② 競合他社の動向について

現在、国内でクラウドソーシング・サービスを展開する競合企業は複数存在しますが、当社グループは、クラウドソーシング・サービスのみならず、そのワーカーをリソースとするCGS事業、そして企業のアウトソーシング・ニーズの受け皿となるBPO事業を展開しており、それらの相互のシナジーによって優位性を築いていると考えております。

当社では、新たなCGS事業を継続的に生み出すことにより、その優位性を強固なものにしようとしておりますが、競合他社の動向によっては当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 法令遵守体制について

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法等があり、また、BPO事業に関連する法規制としてe-文書法等があります。

当社グループは、これらの法規制等を遵守した運営を行ってきており、今後も法令等遵守を徹底する体制及び社内教育を行ってまいります。今後、新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社グループの事業が制約される事態が発生した場合、もしくは万が一法令等遵守体制が機能しない事象が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 優秀な人材の確保・育成について

当社グループは今後も引き続き新規事業に取り組んでまいります。今後の更なる業容の拡大や業務の多様化に対応するため、優秀な人材を継続的に採用し、育成していく必要があります。しかしながら、当社グループの求める人材の採用・育成が十分になされず、適正な人員配置が困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 知的財産権について

当社グループは第三者の知的財産権を侵害しないよう可能な範囲で対応を行っております。また、当社が運営する「シュフティ」内においては、利用規約に第三者の知的財産権を侵害することを禁止する条項を設けており、ユーザーからの問い合わせ窓口を設けるなど、ユーザー間において第三者の知的財産権侵害等が起こらない体制の構築を図っております。当社グループでは、「シュフティ」において第三者の知的財産権を侵害する行為が行われることを防ぐため、利用規約を制定し、当該規約の内容に同意を得たユーザーにのみ利用頂いております。また、利用規約に定める禁止事項に抵触する可能性のある仕事については事前のチェックにより掲載不可とする等、適切な対応が随時出来る体制を整えております。

しかしながら、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは極めて困難であります。また、「シュフティ」での納品物には記事・投稿・デザイン等が含まれ、それらに盗作や無断使用といった権利侵害があった場合等においては、当社グループへの直接的な損害は無いものの「シュフティ」に対する評価やイメージに影響を及ぼし、その結果として当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また「シュフティ」において、利用規約に反したトラブルが発生した場合には、当該サービスの評価やイメージの悪化を招き、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 風評被害を受ける可能性について

当社が運営する「シュフティ」では、不特定多数のユーザー同士がサイト上のメッセージ機能などを利用してコミュニケーションを図っておりますが、これらのコミュニケーションを通じて、個人情報流出や、違法行為が行われる可能性があります。当社グループでは、このような行為が行われることを防ぐため、利用規約を制定し、当該規約の内容に同意を得たユーザーにのみ利用頂いております。また、利用規約に定める禁止事項に抵触する可能性のある仕事については事前のチェックにより掲載不可とする等、適切な対応が随時出来る体制を整えております。

しかしながら、「シュフティ」において違法行為があった場合等においては、当社グループへの直接的な損害は無いものの「シュフティ」に対する評価やイメージに影響を及ぼし、その結果として当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また「シュフティ」において、利用規約に反したトラブルが発生した場合には、当該サービスの評価やイメージの悪化を招き、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害について

当社グループの事業は、インターネット接続環境の安定した稼働を前提として運営されております。継続的かつ安定的なサービス運営を行うため、バックアップ体制や強固なセキュリティの構築等に常時努めておりますが、不測の自然災害や事故等のトラブルによる様々な問題が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の保護について

当社の運営する「シュフティ」ではワーカーの個人情報をお預かりしており、また当社子会社で実施するBPO事業においても個人情報を所有することがあるため、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報について、適切な情報管理体制を構築するために、当社において情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得、子会社である株式会社うるるBPOにおいてISMS認証及びプライバシーマークを取得しておりますが、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出したり、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社グループの評価やイメージに影響を及ぼし、その結果として当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と考えております。しかしながら、現時点において当社グループは成長段階にあると認識しており、そのため内部留保の充実が重要であると考えており、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(10) 税務上の繰越欠損金について

当社には、第16期事業年度末において税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社グループ役員及び従業員等に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しております。これらの新株予約権が行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。これらの新株予約権による潜在株式数は本書提出日現在87,400株であり、発行済株式総数2,799,800株の3.12%に相当しております。

(12) 資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、①広告宣伝費、②CGS事業に係る人件費、③システム開発に係る人件費、④システム開発に関する業務委託費、⑤その他、採用費、外注費並びに通信費等の運転資金に充当する予定であります。

具体的には、以下に充当する予定であります。

①主に、CGS事業における入札情報速報サービス「NJS S」の新規クライアント獲得やその他CGSサービスの顧客獲得に係る広告宣伝費に充当する他、BPO事業、クラウドソーシング事業の顧客獲得及び当社グループ全体PR活動のための広告宣伝費等へ199,000千円（平成30年3月期に87,000千円、平成31年3月期に112,000千円）を充当します。

②主に、CGS事業に係る入札情報速報サービス「NJS S」における営業、マーケティング及びユーザーサポートに係る人件費として、278,000千円（平成30年3月期に136,000千円、平成31年3月期に142,000千円）を充当します。

③主に、全社システムに係る機能維持のための補修を目的としたシステム開発に係る人件費として、112,000千円（平成30年3月期に54,000千円、平成31年3月期に58,000千円）を充当します。

④主に、CGS事業に係る入札情報速報サービス「N J S S」におけるユーザビリティ向上のための追加機能開発やウェブデザイン改良、新規CGSを立ち上げるためのプロトタイプ制作、クラウドソーシング事業に係る「シュフティ」におけるユーザビリティ向上のための追加機能開発やウェブデザイン改良、及び全社システムに係る機能維持のための補修を目的としたシステム開発にかかる業務委託費として、135,000千円（平成30年3月期に70,000千円、平成31年3月期に65,000千円）を充当します。

⑤企画・営業・開発・管理人材の採用費、事業規模拡大に伴い増加する外注費並びに通信費等の運転資金として、平成30年3月期以降に上記以外の残額を充当する予定であります。

しかしながら、当社グループが属する業界は変化が激しく、その変化に対応するために上記計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに資金を使用しても、期待通りの効果を上げることができない可能性もあります。そのような場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前連結会計年度（第15期）に決算期を変更しており、前連結会計年度は平成26年10月1日から平成27年3月31日までの6ヵ月間であったことから、前年同期との比較については記載をしております。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第16期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

#### （資産の部）

当連結会計年度末の総資産については、前連結会計年度末と比べ190,556千円減少し、915,707千円となりました。これは主に現金及び預金の減少181,024千円、売掛金の減少24,378千円によるものです。

#### （負債の部）

当連結会計年度末における負債については、前連結会計年度末と比べ116,435千円増加し、721,506千円となりました。これは主に長期借入金が増加したものの、前受金が78,506千円、預り金が49,870千円それぞれ増加したことによるものです。

#### （純資産の部）

当連結会計年度末における純資産については、前連結会計年度末と比べ306,992千円減少し、194,200千円となりました。これは主に資本金が4,350千円、資本剰余金が4,350千円それぞれ増加したものの、利益剰余金が314,260千円減少したことによるものです。

第17期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当第3四半期連結会計期間末の総資産については、前連結会計年度末と比べ233,263千円増加し、1,148,970千円となりました。これは主に現金及び預金の増加222,952千円、売掛金の増加39,350千円、仕掛品の減少6,734千円によるものです。

負債については、前連結会計年度末と比べ70,154千円増加し、791,660千円となりました。これは主に前受金の増加75,341千円、未払法人税等の増加25,375千円、未払金の減少37,013千円によるものです。

純資産については、前連結会計年度末と比べ163,109千円増加し、357,309千円となりました。これは主に利益剰余金の増加164,567千円によるものです。

### (3) 経営成績の分析

第16期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

#### （売上高）

当連結会計年度における売上高は1,409,944千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は566,464千円）となりました。これは主にCGS事業の「NJS S」において、ウェブサービス改善や営業体制強化等により販売契約数が増加したこと及びBPO事業において、営業を中心とした組織体制の見直しにより、高単価な案件の受注数が増加したことによるものであります。

#### （売上総利益）

当連結会計年度における売上総利益は892,500千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は348,864千円）となりました。これは主に売上高が増加したことによるものであります。

#### （営業損失、経常損失）

当連結会計年度における営業損失は288,819千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は101,377千円の損失）、経常損失は289,998千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は101,534千円の損失）となりました。これは主にCGS事業において、「NJS S」での広告宣伝費やシステム改修に係る業務委託費、新規CGSを生み出す目的で、システム開発や新規顧客獲得のための業務委託費や広告宣伝費等を追加支出したことにより、販売費及び一般管理費640,855千円を計上したこと、またその他の事業においても将来の成長のための追加支出をしたことにより、販売費及び一般管理費が嵩んだことによるものであります。

#### （親会社株主に帰属する当期純損失）

当連結会計年度における法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）の金額は24,281千円となり、この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は314,260千円（前連結会計年度（6ヶ月間）は112,782千円の損失）となりました。

第17期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日～平成28年12月31日）におけるわが国経済は、雇用情勢・所得環境について緩やかな改善傾向にあるものの、景気の先行き懸念から個人消費の持ち直しの動きは限定的であります。また、海外においては、米国の追加利上げや中国を始めとする新興国の経済成長の減速懸念を注視する状況となっております。予断を許しません。

このような情勢のもと、当社グループは「人のチカラで 世界を便利に」をビジョンに掲げ、「CGS事業」、「BPO事業」、「クラウドソーシング事業」の3セグメント体制で事業を展開しております。

CGS事業では、当社のクラウドソーシングサービスであるシュフティに登録しているクラウドワーカーを、当社がリソース供給源として活用することで創出したサービスを提供しております。例えば、当該事業の主力である入札情報速報サービス（NJS S）では、クラウドワーカーが全国の官公庁・公的機関の入札・落札情報を収集して作成したデータベースをクライアントへ提供しております。その他、CGS事業として、保育園・幼稚園児の写真をオンラインで販売する園ナビフォトの展開を進めたほか、新規サービスを創出するためのフィジビリティスタディを行いました。CGS事業を中心に事業を推進した結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,281,729千円、営業利益217,013千円、経常利益210,232千円、親会社株主に帰属する四半期純利益164,567千円となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

#### ① CGS事業

当第3四半期連結累計期間における当該セグメントの業績は、売上高744,197千円、セグメント利益380,084千円となりました。

当該セグメントの主要なサービスであるNJS Sにおいて、順調に契約件数を増加させたこと、また平成28年6月よりスタートさせたプラチナプランの受注も寄与し、CGS事業の業績を牽引しました。

また、新規CGSとして展開している園ナビフォトにおいては、契約園数、写真販売枚数を順調に増加させました。

## ② BPO事業

BPO事業においては、Webサイトの改善による新規受注顧客数が増加し、またリピート顧客への受注数増加も寄与し、当該事業における販売額が堅調に推移しました。その結果、当第3四半期連結累計期間における当該セグメントの業績は、売上高504,747千円、セグメント利益86,942千円となりました。

## ③ クラウドソーシング事業

当該セグメントのサービスであるシュフティにおいては、市場規模の拡大とともに、登録クラウドワーカー数、登録クライアント数等が順調に増加しました。その結果、当第3四半期連結累計期間における当該セグメントの業績は、売上高32,784千円、セグメント損失67,980千円となりました。

## (4) キャッシュ・フローの状況分析

「第2 事業の状況 1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」を参照下さい。

## (5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「第1 企業の概況 3 事業の内容 2. 当社グループのビジネスモデルについて」に記載のとおり、クラウドソーシング事業及びBPO事業を有することによるビジネスモデルの特徴を生かし、CGS事業にて新規CGSを継続的に生み出していくという戦略を立てております。

第16期連結会計年度では、CGS事業にて追加支出を行い、当該事業の利益が低水準にとどまり、BPO事業の利益と合わせても、クラウドソーシング事業の赤字及び全社費用を回収できなかった結果、2期連続して連結会計年度の営業損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。しかし、第17期第3四半期連結累計期間では、第16期連結会計年度での追加支出の効果もあって、CGS事業を中心に順調に売上・利益を伸長させ、営業利益217,013千円を計上しました。

事業セグメント別の業績推移は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク(1) 各セグメントにおける追加的な支出による業績への影響について」を参照下さい。

当社グループは、クラウドソーシング事業における流通総額の増加、BPO事業における受注高の増加に伴う売上・利益の向上を目指すとともに、CGS事業においては、入札情報速報サービス「NJSS」に加え、新規CGSにかかるフィージビリティ・スタディを継続的に実施し、全社売上・利益に貢献する新規CGSを作り出すことで、当社グループ全体の収益性の向上を図る方針です。

## (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は人のチカラを活用し、今までになかった価値を付け加えるCGS事業として、固定概念無く新しいマーケットに参入し、働く側の仕事を創造し、発注側には付加価値を提供することで持続的成長をさせていくことが存在意義でありミッションであると認識しております。CGS事業を創造していく為のBPO事業、クラウドソーシング事業を基盤に現在の事業環境や入手可能な情報に基づき、最善かつ迅速な経営戦略の立案、実行に努めております。既存事業の発展、新規CGSの展開による規模拡大を進めると同時に、内部管理体制の強化等の組織整備を進め、更なる企業価値向上を目指して参ります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第16期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度の設備投資等の総額は17,436千円であり、その主な内容は、CGS事業における入札情報速報サービス「NJS」において、マーケティング業務自動化のためのソフトウェア導入等に伴う費用6,350千円でありま  
す。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

第17期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資等の総額は5,797千円であり、その主な内容は、BPO事業における先方への納品に用いる社用車2,668千円であります。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物附属設備	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	CGS事業	業務にかかるPC、 ソフトウェア	—	1,688	7,521	9,209	33 (10)
本社 (東京都中央区)	全社 (共通)	事務所設備等	30,117	6,462	—	36,580	21 (2)

##### (2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）		従業員数 (名)
				工具、器具及び備品	合計	
株式会社うるるBPO	本社 (東京都中央区)	BPO事業	スキャナー等施工 機器	3,667	3,667	10 (13)

##### (3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）		従業員数 (名)
				工具、器具及び備品	合計	
PT. ULURU BALI	BALI事務所 (インドネシア共和国バリ州)	CGS事業	事務所設備	688	688	4 (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 本社（株式会社うるるBPO含む）及びBALI事務所は当社グループ以外の者から賃借しており、年間賃借料はそれぞれ、18,242千円、1,137千円、賃借床面積はそれぞれ、861㎡、144㎡であります。  
 4. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年1月31日現在）

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。  
 (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,199,200
計	11,199,200

(注) 平成28年8月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の変更を行い、A種優先株式を廃止するとともに、平成28年8月4日開催の取締役会決議、平成28年8月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成28年8月25日付で株式分割、単元株制度採用に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は11,079,200株増加し、11,199,200株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,799,800	非上場	完全議決権株式であり、株主として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,799,800	—	—

(注) 1. 平成28年7月29日付でA種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことに基づき、すべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付するとともに、平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、取得したA種優先株式は消却しております。

2. 平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,771,802株増加し、2,799,800株となっております。

3. 平成28年8月25日の臨時株主総会決議に基づき、平成28年8月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成25年1月23日 臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	480(注)7	460(注)7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480 (注)1、7	46,000 (注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注)2	50(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月24日 至 平成35年1月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 50 資本組入額 25 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額= $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、取締役会の決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。
- ② 普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。また、権利行使開始日(平成27年1月24日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日)が平成32年以降に属する場

合は、以下の期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

- (a) 権利行使開始日（平成27年1月24日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。
- (b) 権利行使開始日（平成27年1月24日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。
- (c) 権利行使開始日（平成27年1月24日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から2年を経過した日から権利行使期間の末日（平成35年1月22日）までについては、割当てられた新株予約権個数から(b)の年で行使した個数を減じた個数とする。

#### 4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

#### 5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### 6. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 7. 付与対象者の退職等による失効により、「新株予約権の数（個）」、「新株予約権の目的となる株式の数（株）」は、付与対象者の退職等による失効により減じた数を記載しております。

#### 8. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する本新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	310(注)7	295(注)7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	310 (注)1、7	29,500 (注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,000(注)2	260(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月9日 至 平成36年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,000 資本組入額 13,000	発行価格 260 資本組入額 130 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。
- ② 普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記(a)、(b)、(c)において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。また、権利行使開始日(平成28年6月9日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日)が平成33年以降に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

- (a) 権利行使開始日（平成28年6月9日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。
  - (b) 権利行使開始日（平成28年6月9日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。
  - (c) 権利行使開始日（平成28年6月9日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から2年を経過した日から権利行使期間の末日（平成36年4月30日）までについては、割当てられた新株予約権個数から(b)の年で行使した個数を乗じた個数とする。
4. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。
5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職等による失効により、「新株予約権の数（個）」、「新株予約権の目的となる株式の数（株）」は、付与対象者の退職等による失効により減じた数を記載しております。
8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第3回新株予約権 平成27年6月30日定時株主総会決議及び平成27年6月30日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	138(注)7	79(注)7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	138 (注)1	7,900 (注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	87,000(注)2	870(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成29年7月1日 至平成37年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87,000 資本組入額 43,500	発行価格 870 資本組入額 435 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。
- ② 普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記(a)、(b)、(c)において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。また、権利行使開始日(平成29年7月1日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日)が平成33年以降に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

- (a) 権利行使開始日（平成29年7月1日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。
  - (b) 権利行使開始日（平成29年7月1日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。
  - (c) 権利行使開始日（平成29年7月1日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から2年を経過した日から権利行使期間の末日（平成37年5月30日）までについては、割当てられた新株予約権個数から(b)の年で行使した個数を乗じた個数とする。
4. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。
5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職等による失効により、「新株予約権の数（個）」、「新株予約権の目的となる株式の数（株）」は、付与対象者の退職等による失効により減じた数を記載しております。
8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

第4回新株予約権 平成27年6月30日定時株主総会決議及び平成28年3月17日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	105(注)7	40(注)7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105 (注)1	4,000 (注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	87,000(注)2	870(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月18日 至 平成38年2月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87,000 資本組入額 43,500	発行価格 870 資本組入額 435 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。
- ② 普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記(a)、(b)、(c)において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。また、権利行使開始日(平成30年3月18日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日)が平成35年以降に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

- (a) 権利行使開始日（平成30年3月18日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。
- (b) 権利行使開始日（平成30年3月18日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。
- (c) 権利行使開始日（平成30年3月18日以降で上記①、②、③の条件を満たした初日）から2年を経過した日から権利行使期間の末日（平成38年2月17日）までについては、割当てられた新株予約権個数から(b)の年で行使した個数を乗じた個数とする。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職等による失効により、「新株予約権の数（個）」、「新株予約権の目的となる株式の数（株）」は、付与対象者の退職等による失効により減じた数を記載しております。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年1月22日 (注) 1	普通株式 19,800	普通株式 20,000	—	10,000	—	—
平成25年8月21日 (注) 2	普通株式 500	普通株式 20,500	2,500	12,500	—	—
平成26年6月17日 (注) 3	普通株式 200	普通株式 20,700	5,200	17,700	—	—
平成26年10月1日 (注) 4	普通株式 △1,145 A種優先株式 1,145	普通株式 19,555 A種優先株式 1,145	—	17,700	—	—
平成26年10月1日 (注) 5	A種優先株式 7,198	普通株式 19,555 A種優先株式 8,343	313,113	330,813	313,113	313,113
平成27年7月15日 (注) 6	普通株式 100	普通株式 19,655 A種優先株式 8,343	4,350	335,163	4,350	317,463
平成28年7月29日 (注) 7	普通株式 8,343	普通株式 27,998 A種優先株式 8,343	—	335,163	—	317,463
平成28年8月4日 (注) 8	A種優先株式 △8,343	普通株式 27,998	—	335,163	—	317,463
平成28年8月25日 (注) 9	普通株式 2,771,802	普通株式 2,799,800	—	335,163	—	317,463

(注) 1. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

## 2. 有償第三者割当

普通株式 発行株式数 500株 発行価格 5,000円 資本組入額 5,000円  
(割当先) うるる従業員持株会

## 3. 有償第三者割当

普通株式 発行株式数 200株 発行価格 26,000円 資本組入額 26,000円  
(割当先) うるる従業員持株会

## 4. 平成26年9月12日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式に関する定款の定めを制定し、平成26年10月1日付で普通株式1,145株はA種優先株式1,145株となっております。

## 5. 有償第三者割当

A種優先株式 発行株式数 7,198株 発行価格 87,000円 資本組入額 43,500円  
(割当先) ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合、株式会社みんなのウェディング

## 6. 有償第三者割当

普通株式 発行株式数 100株 発行価格 87,000円 資本組入額 43,500円  
(割当先) うるる従業員持株会

## 7. 平成28年7月29日に、A種優先株主より取得請求を受けたことにより、A種優先株式8,343株を取得し、同数の普通株式を発行しております。

## 8. 平成28年8月4日開催の取締役会の決議により、同日付でA種優先株式8,343株の消却を行っております。

## 9. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

## 10. 平成28年8月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式に関する定款の定めを廃止しております。

## (5) 【所有者別状況】

平成29年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	10	11	—
所有株式数（単元）	—	—	—	2,643	—	—	25,355	27,998	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	9.44	—	—	90.56	100.00	—

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成29年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,799,800	27,998	株主として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,799,800	—	—
総株主の議決権	—	27,998	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成25年1月23日 臨時株主総会決議

決議年月日	平成25年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4(注)1, 2 当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職等により減少し、当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員10名であります。

第2回新株予約権 平成26年6月6日 臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年6月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1(注)1, 2 当社従業員 8 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職等により減少し、当社取締役1名、当社従業員5名、社外協力者1名であります。

第3回新株予約権 平成27年6月30日定時株主総会決議及び平成27年6月30日取締役会決議

決議年月日	平成27年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職等により減少し、当社従業員4名であります。

第4回新株予約権 平成27年6月30日定時株主総会決議及び平成28年3月17日取締役会決議

決議年月日	平成28年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職等により減少し、当社従業員4名であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 8,343	—

(注) 平成28年7月29日付で普通株式8,343株の交付と引換えにA種優先株式を取得した自己株式(A種優先株式)8,343株であり、平成28年8月4日付の取締役会決議により、同日付で当該自己株式全株を消却しております。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 8,343	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 平成28年7月29日付で普通株式8,343株の交付と引換えにA種優先株式を取得した自己株式(A種優先株式)8,343株であり、平成28年8月4日付の取締役会決議により、同日付で当該自己株式全株を消却しております。

## 3【配当政策】

当社は、現在成長途中にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、過去において配当を実施していませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

当社は、剰余金の配当を行う場合は、中間配当と期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資等並びに経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	星 知也	昭和51年10月1日生	平成7年10月 株式会社テレマーカー 入社 平成11年4月 シーズングローバルワークス株式会社 入社 平成15年10月 当社 代表取締役社長就任 (現任) 平成25年5月 PT. ULURU BALI 監査役就任 (現任)	(注) 3	1,160,000
取締役副社長	管理本部長	桶山 雄平	昭和55年9月29日生	平成17年5月 当社 入社 平成17年11月 当社 監査役就任 平成22年10月 当社 取締役副社長就任 平成26年10月 株式会社うるるBPO 代表取締役就任 (現任) 平成27年4月 当社 取締役副社長管理本部長就任 (現任)	(注) 3	281,200
取締役	第2事業本部長	長屋 洋介	昭和53年10月31日生	平成14年4月 株式会社野村総合研究所 入社 平成17年5月 株式会社ブロードテック 入社 平成22年10月 当社 取締役就任 平成27年4月 当社 取締役第2事業本部長就任 (現任) 平成28年4月 株式会社うるるBPO 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	88,500
取締役	第1事業本部長	小林 伸輔	昭和55年7月27日生	平成15年4月 学校法人日本航空学園 入社 平成18年4月 株式会社アルバイトタイムス 入社 平成19年11月 当社 入社 平成22年10月 当社 取締役就任 平成27年4月 当社 取締役第1事業本部長就任 (現任)	(注) 3	88,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	市川 貴弘	昭和52年7月25日生	平成14年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現 大和証券株式会社) 入社 平成18年2月 バリュール・フィールド株式会社 設立 代表取締役就任(現任) 平成19年3月 市川貴弘税理士事務所 開所 代表就任 平成19年12月 市川貴弘行政書士事務所 開所 代表就任(現任) 平成20年2月 ファン・バリュール株式会社 設立 代表取締役就任(現任) 平成20年10月 税理士法人市川会計 設立 代表社員就任(現任) 平成25年5月 オーマイグラス株式会社 監査役就任(現任) 平成26年10月 株式会社ウィルワークス 設立 取締役就任(現任) 平成27年4月 株式会社Stardust Communications 監査役就任(現任) 平成27年5月 株式会社BearTail 監査役就任(現任) 平成27年12月 株式会社trippiece 監査役就任(現任) 平成28年1月 株式会社Wondershake 監査役就任(現任) 平成28年6月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	鈴木 秀和	昭和37年7月28日生	昭和61年12月 株式会社アルバイトタイムス 入社 平成7年10月 同社 取締役就任 平成11年4月 同社 代表取締役社長就任 平成20年5月 株式会社QLife 取締役就任 平成21年6月 同社 監査役就任 平成22年5月 当社 取締役就任 平成23年5月 デイップ株式会社 取締役就任 平成26年6月 株式会社エーピーシーズ 取締役就任(現任) 平成26年12月 当社 監査役就任(現任)	(注) 4	90,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	植村 智幸	昭和47年2月2日生	平成6年4月 三菱商事株式会社 入社 平成12年3月 株式会社マッキャンエリクソン 入社 平成14年1月 株式会社電通 入社 平成19年1月 株式会社アイデア 設立 代表取締役就任 (現任) 平成24年10月 当社 監査役就任 (現任) 平成26年7月 株式会社アルト 設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	鈴木 規央	昭和46年6月8日生	平成5年10月 太田昭和監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入社 平成14年4月 パートナーズ国際会計事務所 入社 平成18年10月 シティユーワ法律事務所 入所 (現任/弁護士・公認会計士) 平成26年12月 当社 監査役就任 (現任) 平成27年6月 株式会社ソフィアホールディングス 社外取締役就任 (現任)	(注) 4	—
計						1,708,500

- (注) 1. 取締役市川貴弘は、社外取締役であります。
2. 監査役植村智幸、鈴木規央は、社外監査役であります。
3. 平成28年8月25日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成28年8月25日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

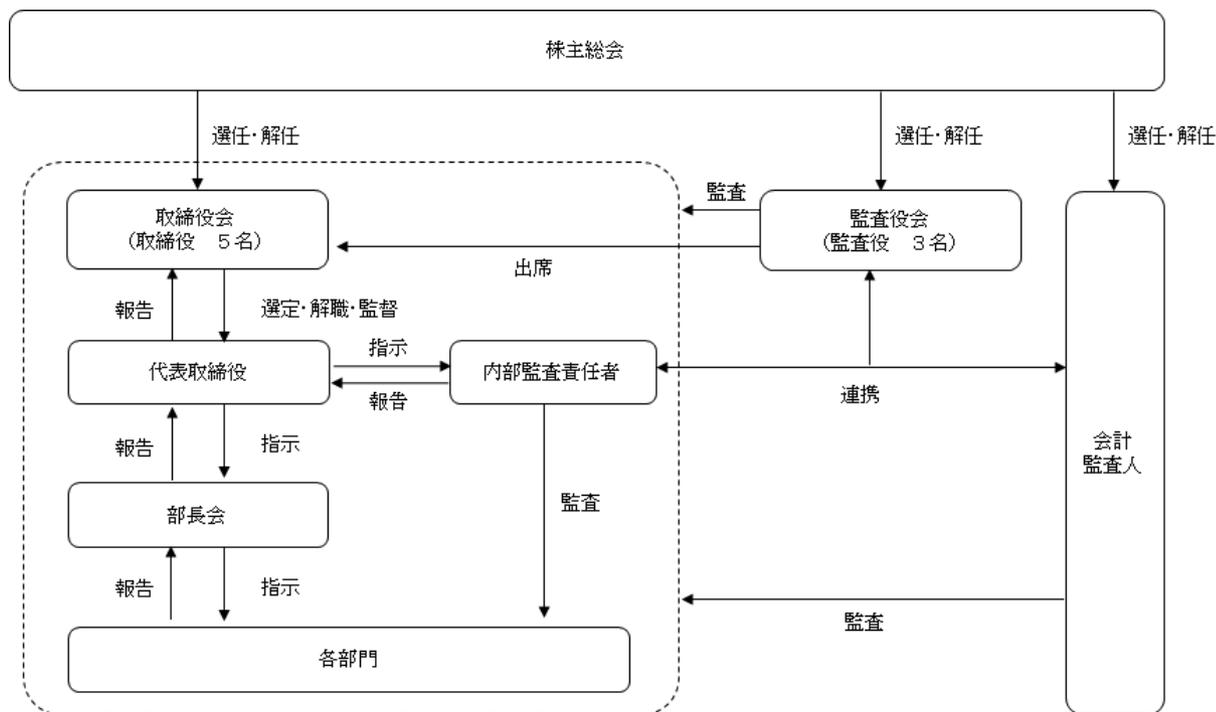
当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方について、企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、迅速且つ適切な情報開示を実施すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

#### ① 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、以下の体制により経営の運営、法令及び定款の適合の確認を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



#### ロ 当該体制を採用する理由

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

#### ハ 取締役会

取締役会は、常勤の取締役4名と非常勤の社外取締役1名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

## ニ 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤社外監査役2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び戦略決定会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

## ホ 部長会

部長会は、代表取締役及び部長以上の責任者等で構成されております。部長会は、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。部長会は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。

## ヘ その他の企業統治に関する事項

### ・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム整備基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

### ・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役社長を中心として、各部門責任者のモニタリングによって行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

また、社内の役員及び社外の法律専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

なお、法令遵守体制の構築及び実践を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令遵守を義務付けております。

### ・取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、『人のチカラで世界を便利に』をビジョンに掲げ、この実現のために法令および定款を遵守して事業を推進いたします。

当社グループは、役員および従業員が法令および定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。

当社グループは、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員および従業員に対して法令遵守を義務付けます。

当社グループの役員または従業員が当社グループ内において法令または定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、代表取締役、取締役、管理本部責任者又は内部通報窓口である法律専門家のいずれかに直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。

当社代表取締役社長によって指名された内部監査室長は、当社グループ各部門を監査して法令および定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を社長に報告いたします。

財務報告の適正性を確保するために、経理および決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。

当社グループは反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員および従業員は、当社グループの定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令および「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。

各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎週開催する部長会での部門責任者による報告を通じて社内共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策および再発防止策を実行いたします。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、当社グループ事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。

業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。

毎週、取締役および各部門責任者が出席する部長会を開催して各部門の業務執行状況の情報報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。その他、日常的な業務報告についても社内共有を行うための手段を構築します。

- ・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行います。

当社は、当社グループにおける経営の健全性および効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。

主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。

内部監査室は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

監査役は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

当社は、当社グループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。

- ・監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要請内容に応じて取締役が人選を行い、監査役による同意をもって適切な人員を配置いたします。

監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとします。

監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役および監査役会からの指示のみに服するものとします。

- ・取締役および使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、または法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告することとしております。これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。

- ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。

当社グループ各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査室長からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。

各監査役は毎月定期的に、また必要に応じて随時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査役監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性および効率性の向上を図ります。

監査役または監査役会がその職務の執行のために必要となる費用または債務を、前払いまたは精算等により当社グループに請求した際には、当該請求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。

当社グループの財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。

代表取締役は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

#### ト 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は会社組織が比較的小さく、人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、責任者1名を配属させております。内部監査責任者（1名）は、監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。監査役会は内部監査より内部監査計画、職務遂行状況及びその他内部監査結果などについて部長会後または取締役会後に適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行い、相互補完体制として、効果的な監査の実施に努めております。内部監査と監査法人は、期初に相互の監査計画の共有、期末に期末監査の結果について情報及び意見交換を行っており、内部統制に関する事項、その他の個別の課題については、必要に応じ適宜ミーティングを実施しております。内部監査責任者は、代表取締役の確認を受けた監査結果及び改善事項を被監査部門に通知し、改善状況の確認を行っております。

監査役監査につきましては、3名の監査役による監査役会を月1回開催する他、監査計画に基づき、取締役会への出席、常勤監査役による重要会議出席、決裁書類の閲覧等を行うこともしており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。

また、監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査責任者が常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役は会計監査人より期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当連結会計年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 一宏

指定有限責任社員 業務執行社員 榎田 達也

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 6名

④ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。

なお、社外取締役市川貴弘、社外監査役植村智幸及び鈴木規央と当社との間に、人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役市川貴弘は、税理士として、税務・会計に関する相当程度の知見を有するため選任しております。

社外監査役植村智幸は、業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と取締役の職務の執行全般にわたり適正性を確保するために選任しております。

社外監査役鈴木規央は、弁護士及び公認会計士として、法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有するため選任しております。

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を構成する取締役1名を社外取締役とする他、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名又は社外監査役2名による監督又は監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

⑤ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

平成28年3月期における役員の報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	60,643	60,643	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—
社外監査役	2,700	2,700	—	—	2

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役の定数は6名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

○取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

○中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

○自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	5,500	—	8,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	5,500	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、前連結会計年度（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (4) 当社は、平成26年7月15日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を9月30日から3月31日に変更いたしました。  
従って、前連結会計年度及び前事業年度は、平成26年10月1日から、平成27年3月31日までの6ヶ月間となっております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）及び当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 853,329	※ 672,304
売掛金	121,059	96,680
仕掛品	3,357	11,673
その他	36,691	48,958
貸倒引当金	△476	△388
流動資産合計	1,013,961	829,229
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	46,483	46,483
工具、器具及び備品	15,233	25,900
その他	2,704	2,704
減価償却累計額	△20,357	△32,371
有形固定資産合計	44,064	42,717
無形固定資産		
ソフトウェア	9,406	10,186
その他	93	81
無形固定資産合計	9,500	10,268
投資その他の資産		
敷金及び保証金	27,345	24,850
その他	11,390	10,029
貸倒引当金	—	△1,388
投資その他の資産合計	38,736	33,491
固定資産合計	92,301	86,477
資産合計	1,106,263	915,707

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	68,632	61,246
1年内返済予定の長期借入金	※ 20,724	※ 20,724
未払金	55,690	66,124
未払費用	39,669	52,624
未払法人税等	14,026	9,031
前受金	250,196	328,703
預り金	55,289	105,159
賞与引当金	13,947	20,207
その他	13,953	7,438
流動負債合計	532,129	671,259
固定負債		
長期借入金	※ 65,389	※ 44,665
その他	7,552	5,582
固定負債合計	72,941	50,247
負債合計	605,070	721,506
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	330,813	335,163
資本剰余金	313,113	317,463
利益剰余金	△143,685	△457,945
株主資本合計	500,240	194,680
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	797	△628
その他の包括利益累計額合計	797	△628
非支配株主持分	153	149
純資産合計	501,192	194,200
負債純資産合計	1,106,263	915,707

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成28年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	895,257
売掛金	136,030
仕掛品	4,939
その他	36,047
貸倒引当金	△1,488
流動資産合計	1,070,786
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	46,483
工具、器具及び備品	28,240
その他	2,668
減価償却累計額	△38,447
有形固定資産合計	38,945
無形固定資産	
ソフトウェア	6,902
ソフトウェア仮勘定	8,100
その他	73
無形固定資産合計	15,075
投資その他の資産	
敷金及び保証金	18,739
その他	5,424
投資その他の資産合計	24,163
固定資産合計	78,183
資産合計	1,148,970
負債の部	
流動負債	
買掛金	73,951
1年内返済予定の長期借入金	17,223
未払金	29,111
未払費用	52,694
未払法人税等	34,406
前受金	404,045
預り金	111,606
賞与引当金	11,661
その他	42,819
流動負債合計	777,520
固定負債	
長期借入金	14,140
固定負債合計	14,140
負債合計	791,660

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成28年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	335,163
資本剰余金	317,463
利益剰余金	△293,378
株主資本合計	359,247
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△2,064
その他の包括利益累計額合計	△2,064
非支配株主持分	126
純資産合計	357,309
負債純資産合計	1,148,970

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	566,464	1,409,944
売上原価	217,599	517,443
売上総利益	348,864	892,500
販売費及び一般管理費	※ 450,241	※ 1,181,319
営業損失(△)	△101,377	△288,819
営業外収益		
受取利息	102	296
為替差益	191	—
ポイント収入額	172	382
雑収入	64	315
営業外収益合計	530	995
営業外費用		
支払利息	687	1,129
為替差損	—	1,045
営業外費用合計	687	2,174
経常損失(△)	△101,534	△289,998
税金等調整前当期純損失(△)	△101,534	△289,998
法人税、住民税及び事業税	12,411	24,098
法人税等調整額	△1,164	182
法人税等合計	11,247	24,281
当期純損失(△)	△112,781	△314,279
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	0	△18
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△112,782	△314,260

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純損失(△)	△112,781	△314,279
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,895	△1,412
その他の包括利益合計	※ 1,895	※ △1,412
包括利益	△110,885	△315,692
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△110,905	△315,659
非支配株主に係る包括利益	19	△32

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	1,281,729
売上原価	408,866
売上総利益	872,863
販売費及び一般管理費	655,850
営業利益	217,013
営業外収益	
受取利息	41
ポイント収入額	651
雑収入	506
営業外収益合計	1,200
営業外費用	
支払利息	350
株式公開費用	7,021
その他	608
営業外費用合計	7,980
経常利益	210,232
税金等調整前四半期純利益	210,232
法人税、住民税及び事業税	45,409
法人税等調整額	248
法人税等合計	45,658
四半期純利益	164,574
非支配株主に帰属する四半期純利益	6
親会社株主に帰属する四半期純利益	164,567

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
四半期純利益	164,574
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△1,479
その他の包括利益合計	△1,479
四半期包括利益	163,095
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	163,103
非支配株主に係る四半期包括利益	△8

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	17,700	—	△30,902	△13,202
当期変動額				
新株の発行	313,113	313,113	—	626,226
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△112,782	△112,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	313,113	313,113	△112,782	513,443
当期末残高	330,813	313,113	△143,685	500,240

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,078	△1,078	133	△14,147
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	626,226
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	△112,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,876	1,876	19	1,896
当期変動額合計	1,876	1,876	19	515,340
当期末残高	797	797	153	501,192

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	330,813	313,113	△143,685	500,240
当期変動額				
新株の発行	4,350	4,350	—	8,700
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△314,260	△314,260
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	4,350	4,350	△314,260	△305,560
当期末残高	335,163	317,463	△457,945	194,680

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	797	797	153	501,192
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	8,700
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	△314,260
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,426	△1,426	△4	△1,431
当期変動額合計	△1,426	△1,426	△4	△306,992
当期末残高	△628	△628	149	194,200

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△101,534	△289,998
減価償却費	11,382	17,714
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	392	1,300
受取利息	△102	△296
支払利息	687	1,129
売上債権の増減額 (△は増加)	△52,122	24,152
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,599	△8,316
仕入債務の増減額 (△は減少)	33,771	△7,385
前受金の増減額 (△は減少)	19,943	78,506
その他	28,103	61,704
小計	△62,076	△121,490
利息の受取額	102	296
利息の支払額	△687	△1,129
法人税等の支払額	△5,305	△29,088
営業活動によるキャッシュ・フロー	△67,966	△151,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△44,699	△10,823
無形固定資産の取得による支出	△680	△6,350
その他	6,053	242
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,326	△16,931
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△10,362	△20,724
株式の発行による収入	626,226	8,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	615,864	△12,024
現金及び現金同等物に係る換算差額	628	△662
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	509,199	△181,029
現金及び現金同等物の期首残高	319,121	828,321
現金及び現金同等物の期末残高	※ 828,321	※ 647,291

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自平成26年10月1日至平成27年3月31日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社うるるBPO

PT. ULURU BALI

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、下記のとおりとなっております。

株式会社うるるBPO 3月31日

PT. ULURU BALI 12月31日

連結財務諸表の作成に当たっては、12月31日を決算日とする子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年

工具、器具及び備品 4年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社うるるBPO

PT. ULURU BALI

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、下記のとおりとなっております。

株式会社うるるBPO 3月31日

PT. ULURU BALI 12月31日

連結財務諸表の作成に当たっては、12月31日を決算日とする子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年

工具、器具及び備品 4年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月28日内閣府令第22号)附則第3条第1項ただし書き(以下「連結財務諸表規則附則第2項等」という。)の規定に基づき、平成27年4月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を翌連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。連結財務諸表規則附則第2項等の規定に基づき、当該表示の変更を反映させるため、当連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。 )、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。 )及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。 )等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	25,008千円	25,013千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	10,716千円	10,716千円
長期借入金	43,745	33,029
計	54,461	43,745

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料及び手当	107,836千円	262,746千円
広告宣伝費	64,243	136,119
業務委託費	52,337	323,399
賞与引当金繰入額	12,830	19,398

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,895千円	△1,412千円
その他の包括利益合計	1,895	△1,412

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	20,700	—	1,145	19,555
A種優先株式(注)	—	8,343	—	8,343
合計	20,700	8,343	1,145	27,898

(注) 普通株式の減少1,145株は、A種優先株式への転換による減少であり、A種優先株式の増加8,343株は、普通株式からの転換による増加1,145株及び第三者割当増資に伴う新株の発行による増加7,198株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	19,555	100	—	19,655
A種優先株式	8,343	—	—	8,343
合計	27,898	100	—	27,998

(注) 普通株式の増加100株は、第三者割当増資に伴う新株の発行によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	853,329千円	672,304千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△25,008	△25,013
現金及び現金同等物	828,321	647,291

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は、最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	853,329	853,329	—
(2) 売掛金	121,059		
貸倒引当金(*1)	△476		
	120,583	120,583	—
資産計	973,912	973,912	—
(1) 買掛金	68,632	68,632	—
(2) 未払金	55,690	55,690	—
(3) 長期借入金(*2)	86,113	86,682	569
負債計	210,435	211,005	569

(\*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

借入金のうち、変動金利のものは市場金利に連動する変動金利によって調達されていることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利のものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	852,945	—	—	—
売掛金	121,059	—	—	—
合計	974,004	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	20,724	20,724	20,724	12,344	10,716	881
合計	20,724	20,724	20,724	12,344	10,716	881

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は、最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	672,304	672,304	—
(2) 売掛金	96,680		
貸倒引当金(*1)	△388		
	96,292	96,292	—
資産計	768,597	768,597	—
(1) 買掛金	61,246	61,246	—
(2) 未払金	66,124	66,124	—
(3) 長期借入金(*2)	65,389	65,780	391
負債計	192,759	193,150	391

(\*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

借入金のうち、変動金利のものは市場金利に連動する変動金利によって調達されていることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利のものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	672,033	—	—	—
売掛金	96,680	—	—	—
合計	768,714	—	—	—

## 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	20,724	20,724	12,344	10,716	881	—
合計	20,724	20,724	12,344	10,716	881	—

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 14名	当社取締役 1名 当社従業員 8名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株	普通株式 315株
付与日	平成25年1月25日	平成26年6月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	平成27年1月24日から 平成35年1月22日まで	平成28年6月9日から 平成36年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	500	315
付与	—	—
失効	5	—
権利確定	495	—
未確定残	—	315
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	495	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	495	—

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5,000	26,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュフロー方式によっております。なお、算定の結果、付与時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 14名	当社取締役 1名 当社従業員 8名 社外協力者 1名	当社従業員 5名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 500株	普通株式 315株	普通株式 138株	普通株式 105株
付与日	平成25年1月25日	平成26年6月11日	平成27年7月15日	平成28年3月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成27年1月24日から 平成35年1月22日まで	平成28年6月9日から 平成36年4月30日まで	平成29年7月1日から 平成37年5月30日まで	平成30年3月18日から 平成38年2月17日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計 年度末	—	315	—	—
付与	—	—	138	105
失効	—	5	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	310	138	105
権利確定後 (株)				
前連結会計 年度末	495	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	15	—	—	—
未行使残	480	—	—	—

## ② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5,000	26,000	87,000	87,000
行使時平均株 価 (円)	—	—	—	—
付与日におけ る公正な評価 (円) 単価	—	—	—	—

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュフロー方式によっております。なお、算定の結果、付与時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,177千円
未払賞与	4,616
減価償却超過額	19,891
未払家賃	2,515
繰越欠損金	32,485
その他	9,189
繰延税金資産小計	69,876
評価性引当額	△65,420
繰延税金資産合計	4,456

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した35.6%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。  
これによる影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,388千円
未払賞与	6,373
減価償却超過額	62,315
未払家賃	4,610
繰越欠損金	95,724
その他	2,374
繰延税金資産小計	172,787
評価性引当額	△168,660
繰延税金資産合計	4,126

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した32.3%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

これによる影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

共通支配下の取引等

(会社分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社のBPO事業部門

事業の内容 データ入力等受託サービス

(2) 企業結合日

平成26年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社が分割会社、新たに設立される株式会社うるるBPOを新設会社とする新設分割であり、うるるBPO株式会社は、本分割に際して普通株式1,200株を発行し、その全部を当社に割り当てました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社うるるBPO

(5) その他取引の概要に関する事項

BPO事業部門を新設子会社に分割・承継することで、意思決定の迅速化及び経営資源の配分の最適化を図り、さらなる収益力、コスト競争力を強化することを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、入札情報速報サービス「N J S S」等を提供するCGS (Crowd Generated Service) 事業、当社の100%子会社である株式会社うるるBPOにてデータ入力等受託サービスを提供するBPO (Business Process Outsourcing) 事業、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」を提供するクラウドソーシング事業、の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注5)	合計	調整額 (注1, 2)	連結財務 諸表計上 額 (注4)
	CGS事業	BPO事業	クラウド ソーシ ング事 業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	298,186	245,726	10,825	554,738	11,725	566,464	—	566,464
セグメント間の内部売上高又は振替高	700	1,473	308	2,481	—	2,481	△2,481	—
計	298,886	247,200	11,134	557,220	11,725	568,946	△2,481	566,464
セグメント利益又は損失 (△)	98,326	25,347	△59,634	64,039	△12,238	51,800	△153,177	△101,377
その他の項目								
減価償却費	5,451	491	33	5,976	2,929	8,905	2,477	11,382

(注) 1. セグメント利益の調整額△153,177千円は、セグメント間取引消去258千円、各報告セグメントに配分していない全社費用(主に販売費及び一般管理費)△153,435千円であります。

2. 減価償却費の調整額2,477千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載しておりません。

4. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

5. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リサーチ関連の事業を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、入札情報速報サービス「N J S S」等を提供するCGS（Crowd Generated Service）事業、当社の100%子会社である株式会社うるるBPOにてデータ入力等受託サービスを提供するBPO（Business Process Outsourcing）事業、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」を提供するクラウドソーシング事業、の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注5)	合計	調整額 (注1, 2)	連結財務 諸表計上 額 (注4)
	CGS事業	BPO事業	クラウド ソーシ ング 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	774,431	593,556	36,202	1,404,189	5,754	1,409,944	—	1,409,944
セグメント間の内部売上高又は振替高	19,042	21,748	1,554	42,346	—	42,346	△42,346	—
計	793,474	615,304	37,756	1,446,536	5,754	1,452,290	△42,346	1,409,944
セグメント利益又は損失 (△)	23,638	66,229	△126,000	△36,132	△224	△36,357	△252,461	△288,819
その他の項目								
減価償却費	3,551	1,473	394	5,419	753	6,172	11,541	17,714

（注）1. セグメント利益の調整額△252,461千円は、セグメント間取引消去418千円、各報告セグメントに配分していない全社費用（主に販売費及び一般管理費）△252,880千円であります。

2. 減価償却費の調整額11,541千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載しておりません。

4. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

5. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リサーチ関連の事業を含んでおります。

**【関連情報】**

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しておりますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しておりますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	星 知也	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 41.6	債務被保証	当社借入に対する債務被保証	86,113	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社グループは、金融機関借入に対して代表取締役社長星知也より債務保証を受けております。これに対する保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	星 知也	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 41.4	債務被保証	当社借入に対する債務被保証	65,389	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社グループは、金融機関借入に対して代表取締役社長星知也より債務保証を受けております。これに対する保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	△45.08円
1株当たり当期純損失金額	△40.43円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	501,192
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	626,952
(うちA種優先株式の払込金額(千円))	(626,798)
(うち非支配株主持分(千円))	(153)
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る期末の純資産額(千円)	△125,759
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式及び普通株式と同等の株式の数(株)	2,789,800
普通株式	1,955,500
普通株式と同等の株式：A種優先株式	834,300

(注) A種優先株式は残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定に当たって、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式は残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式及び普通株式と同等の株式数に含めております。

4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額(千円)	△112,782
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(千円)	△112,782
期中平均株式数(株)	2,789,800
普通株式	1,955,500
普通株式と同等の株式：A種優先株式	834,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数810個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	△154.56円
1株当たり当期純損失金額	△112.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 当社は、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	194,200
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	626,947
(うちA種優先株式の払込金額(千円))	(626,798)
(うち非支配株主持分(千円))	(149)
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る期末の純資産額(千円)	△432,747
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式及び普通株式と同等の株式の数(株)	2,799,800
普通株式	1,965,500
普通株式と同等の株式：A種優先株式	834,300

(注) A種優先株式は残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定に当たって、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式は残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式及び普通株式と同等の株式数に含めております。

4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (千円)	△314,260
普通株主及び普通株式と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株主と同等の株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(千円)	△314,260
期中平均株式数(株)	2,796,900
普通株式	1,962,600
普通株式と同等の株式：A種優先株式	834,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,033個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(種類株式の取得と消却、普通株式の交付)

当社は、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成28年7月29日付ですべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式については、株主価値の向上を図るため平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき消却しました。

取得請求権の行使前の株式数は普通株式19,655株、A種優先株式8,343株であり、取得請求権行使及びA種優先株式消却後の株式数は普通株式27,998株となりました。

(株式分割及び単元株制度採用)

当社は、平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり株式分割を行い、平成28年8月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しました。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図り、また全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年8月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しました。

(2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	27,998株
株式分割により増加する株式数	普通株式	2,771,802株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	2,799,800株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	11,199,200株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成28年8月10日
基準日	平成28年8月25日
効力発生日	平成28年8月25日

(4) 新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年8月25日より新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	5,000円	50円
第2回新株予約権	26,000円	260円
第3回新株予約権	87,000円	870円
第4回新株予約権	87,000円	870円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、(1株当たり情報)に記載しております。

3. 単元株制度の採用

平成28年8月25日に単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

---

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成28年4月1日  
至 平成28年12月31日)

---

減価償却費

12,377千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	CGS事業	BPO事業	クラウドソー シング事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	744,197	504,747	32,784	1,281,729	—	1,281,729
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,997	26,202	2,383	39,583	△39,583	—
計	755,194	530,949	35,168	1,321,312	△39,583	1,281,729
セグメント利益又は損失(△)	380,084	86,942	△67,980	399,047	△182,034	217,013

(注) 1. セグメント利益の調整額△182,034千円は、セグメント間取引消去398千円、各報告セグメントに配分していない全社費用(主に販売費及び一般管理費)△182,432千円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	58.78円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	164,567
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益金額(千円)	164,567
期中平均株式数(株)	2,799,800
普通株式	2,438,776
普通株式と同等の株式:A種優先株式	361,024
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。

3. 当社は、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	20,724	20,724	1.44	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	65,389	44,665	1.27	平成30年～平成32年
合計	86,113	65,389	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	20,724	12,344	10,716	881

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 776,483	※ 546,463
売掛金	25,567	27,773
前払費用	13,041	13,865
その他	35,086	25,678
貸倒引当金	△181	△142
流動資産合計	849,997	613,639
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	46,483	46,483
車両運搬具	2,704	2,704
工具、器具及び備品	10,565	18,546
減価償却累計額	△19,280	△29,465
有形固定資産合計	40,473	38,269
無形固定資産		
ソフトウェア	9,276	10,084
その他	93	81
無形固定資産合計	9,369	10,166
投資その他の資産		
関係会社株式	86,272	86,272
長期前払費用	11,282	8,117
敷金及び保証金	27,345	24,850
その他	108	108
投資その他の資産合計	125,008	119,347
固定資産合計	174,851	167,782
資産合計	1,024,848	781,422

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,867	8,929
1年内返済予定の長期借入金	※ 20,724	※ 20,724
未払金	50,676	60,841
未払費用	39,843	40,805
未払法人税等	1,800	3,473
前受金	247,704	326,328
預り金	55,134	104,974
賞与引当金	11,475	16,740
ポイント引当金	2,349	—
その他	2,737	1,820
流動負債合計	455,312	584,638
固定負債		
長期借入金	※ 65,389	※ 44,665
長期未払金	7,552	5,582
固定負債合計	72,941	50,247
負債合計	528,254	634,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	330,813	335,163
資本剰余金		
資本準備金	313,113	317,463
資本剰余金合計	313,113	317,463
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△147,331	△506,088
利益剰余金合計	△147,331	△506,088
株主資本合計	496,594	146,537
純資産合計	496,594	146,537
負債純資産合計	1,024,848	781,422

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	320,718	837,541
売上原価	66,529	147,514
売上総利益	254,189	690,026
販売費及び一般管理費	※ 382,036	※ 1,047,299
営業損失(△)	△127,847	△357,272
営業外収益		
受取利息	97	262
ポイント収入額	172	382
雑収入	185	422
営業外収益合計	455	1,067
営業外費用		
支払利息	625	1,030
為替差損	90	926
営業外費用合計	716	1,957
経常損失(△)	△128,107	△358,162
税引前当期純損失(△)	△128,107	△358,162
法人税、住民税及び事業税	265	594
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	265	594
当期純損失(△)	△128,372	△358,757

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		6,389	9.6	20,579	14.0
II 経費	※	60,139	90.4	126,934	86.0
当期売上原価		66,529	100.0	147,514	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

※主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
国内委託費 46,749千円		国内委託費 105,036千円	
海外委託費 10,782千円		海外委託費 14,884千円	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,700	—	—	△18,959	△18,959	△1,259	△1,259
当期変動額							
新株の発行	313,113	313,113	313,113	—	—	626,226	626,226
当期純損失（△）	—	—	—	△128,372	△128,372	△128,372	△128,372
当期変動額合計	313,113	313,113	313,113	△128,372	△128,372	497,853	497,853
当期末残高	330,813	313,113	313,113	△147,331	△147,331	496,594	496,594

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,813	313,113	313,113	△147,331	△147,331	496,594	496,594
当期変動額							
新株の発行	4,350	4,350	4,350	—	—	8,700	8,700
当期純損失（△）	—	—	—	△358,757	△358,757	△358,757	△358,757
当期変動額合計	4,350	4,350	4,350	△358,757	△358,757	△350,057	△350,057
当期末残高	335,163	317,463	317,463	△506,088	△506,088	146,537	146,537

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備	10年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) ポイント引当金

アンケート回答促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用が見込まれる額を計上しております。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備	10年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方法人税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	25,008千円	25,013千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	10,716千円	10,716千円
長期借入金	43,745	33,029
計	54,461	43,745

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57.0%、当事業年度67.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43.0%、当事業年度32.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料及び手当	88,189千円	226,179千円
広告宣伝費	63,535	133,286
業務委託費	45,592	307,332
賞与引当金繰入額	11,217	16,561
減価償却費	9,999	14,809

(有価証券関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は86,272千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は86,272千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
未払賞与	3,798千円
未払家賃	1,653
減価償却超過額	19,891
繰越欠損金	30,266
その他	9,231
繰延税金資産小計	64,841
評価性引当額	△64,841
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

これによる影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
未払賞与	5,166千円
未払家賃	3,079
減価償却超過額	62,315
繰越欠損金	95,724
その他	2,374
繰延税金資産小計	168,660
評価性引当額	△168,660
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

これによる影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(種類株式の取得と消却、普通株式の交付)

当社は、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成28年7月29日付ですべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式については、株主価値の向上を図るため平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき消却しました。

取得請求権の行使前の株式数は普通株式19,655株、A種優先株式8,343株であり、取得請求権の行使及びA種優先株式消却後の株式数は普通株式27,998株となりました。

(株式分割及び単元株制度採用)

当社は、平成28年8月4日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり株式分割を行い、平成28年8月25日の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しました。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図り、また全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年8月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しました。

(2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	27,998株
株式分割により増加する株式数	普通株式	2,771,802株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	2,799,800株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	11,199,200株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成28年8月10日
基準日	平成28年8月25日
効力発生日	平成28年8月25日

(4) 新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年8月25日より新株予約権の一株当たりの行使価額を以下のとおり調整しました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	5,000円	50円
第2回新株予約権	26,000円	260円
第3回新株予約権	87,000円	870円
第4回新株予約権	87,000円	870円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

前事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	△46.67円
1株当たり当期純利益金額	△46.01円

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	△171.53円
1株当たり当期純利益金額	△128.27円

3. 単元株制度の採用

平成28年8月25日に単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	46,483	—	—	46,483	16,365	6,595	30,117
車両運搬具	2,704	—	—	2,704	2,704	—	0
工具、器具及び備品	10,565	8,235	254	18,546	10,395	3,646	8,151
有形固定資産計	59,753	8,235	254	67,734	29,465	10,241	38,269
無形固定資産							
ソフトウェア	25,099	6,350	—	31,449	21,364	5,546	10,084
その他	114	—	—	114	32	11	81
無形固定資産計	25,213	6,350	—	31,563	21,397	5,558	10,166
長期前払費用	11,643	—	2,980	8,662	545	184	8,117

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	従業員用パーソナルコンピュータ	8,235千円
ソフトウェア	マーケティングオートメーションツール	3,350千円
	オウンドメディア開発費用	3,000千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	181	142	—	181	142
賞与引当金	11,475	16,740	11,475	—	16,740
ポイント引当金	2,349	—	2,349	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。 <a href="https://www.uluru.biz/">https://www.uluru.biz/</a> やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社は、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場された日から、「株式の売買の委託に係る 手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年10月1日	-	-	-	桶山 雄平	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役副社長、当社子会社の代表取締役)	普通株式 △288 A種優先株式 288	-	普通株式のA種優先株式への転換(注)6
平成26年10月1日	-	-	-	小林 伸輔	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	普通株式 △115 A種優先株式 115	-	普通株式のA種優先株式への転換(注)6
平成26年10月1日	-	-	-	長屋 洋介	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	普通株式 △115 A種優先株式 115	-	普通株式のA種優先株式への転換(注)6
平成26年10月1日	-	-	-	鈴木 秀和	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役(現常勤監査役))	普通株式 △397 A種優先株式 397	-	普通株式のA種優先株式への転換(注)6
平成26年10月1日	-	-	-	星 和美	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の配偶者)、当社の従業員	普通株式 △115 A種優先株式 115	-	普通株式のA種優先株式への転換(注)6
平成26年10月1日	-	-	-	野坂 枝美	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	普通株式 △115 A種優先株式 115	-	普通株式のA種優先株式への転換(注)6
平成26年10月1日	桶山 雄平	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役副社長、当社子会社の代表取締役)	株式会社みんなのウェディング 代表取締役 飯尾 慶介	東京都中央区銀座三丁目15番10号 菱進イーストミラービル5階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 288	25,056,000 (87,000) (注)4	取引先である移動後所有者の意向による(注)6
平成26年10月1日	小林 伸輔	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	株式会社みんなのウェディング 代表取締役 飯尾 慶介	東京都中央区銀座三丁目15番10号 菱進イーストミラービル5階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 115	10,005,000 (87,000) (注)4	取引先である移動後所有者の意向による(注)6
平成26年10月1日	長屋 洋介	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	株式会社みんなのウェディング 代表取締役 飯尾 慶介	東京都中央区銀座三丁目15番10号 菱進イーストミラービル5階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 115	10,005,000 (87,000) (注)4	取引先である移動後所有者の意向による(注)6

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年10月1日	鈴木 秀和	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役(現 常勤監査役))	株式会社みんなのウェディング 代表取締役 飯尾 慶介	東京都中央区銀座三丁目15番10号 菱進イーストミラービル5階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 397	34,539,000 (87,000) (注) 4	取引先である移動後所有者の意向による (注) 6
平成26年10月1日	星 和美	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の配偶者)、当社の従業員	株式会社みんなのウェディング 代表取締役 飯尾 慶介	東京都中央区銀座三丁目15番10号 菱進イーストミラービル5階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 115	10,005,000 (87,000) (注) 4	取引先である移動後所有者の意向による (注) 6 4
平成26年10月1日	野坂 枝美	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	株式会社みんなのウェディング 代表取締役 飯尾 慶介	東京都中央区銀座三丁目15番10号 菱進イーストミラービル5階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 115	10,005,000 (87,000) (注) 4	取引先である移動後所有者の意向による (注) 6
平成27年7月29日	うるる従業員持株会 理事長 秋元 優喜	東京都中央区晴海三丁目12番1号 KDX晴海ビル9F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	落合 健二	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)	普通株式 69	—	子会社役員就任に伴う持株会からの退会による持分株数に応じた株式交付
平成28年7月29日	—	—	—	ニッセイ・キャピタル5号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 有馬 英二	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △5,700 普通株式 5,700	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成28年7月29日	—	—	—	株式会社みんなのウェディング 代表取締役 石渡 進介	東京都中央区築地一丁目13番1号 銀座松竹スクエア9階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △2,643 普通株式 2,643	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規程に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
6. 平成26年10月1日に実施した第三者割当増資により発行したA種優先株式と同種の株式へ転換し、同日付で株式会社みんなのウェディングへ譲渡を実施しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	株式（2）	株式（3）
発行年月日	平成26年6月17日	平成26年10月1日	平成27年7月15日
種類	普通株式	A種優先株式	普通株式
発行数	200株	7,198株	100株
発行価格	26,000円 (注) 4	87,000円 (注) 4	87,000円 (注) 4
資本組入額	26,000円	43,500円	43,500円
発行価額の総額	5,200,000円	626,226,000円	8,700,000円
資本組入額の総額	5,200,000円	313,113,000円	4,350,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

項目	新株予約権（1）	新株予約権（2）	新株予約権（3）
発行年月日	平成26年6月11日	平成27年7月15日	平成28年3月18日
種類	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 315株 (注) 6、9	普通株式 138株 (注) 7、10	普通株式 105株 (注) 8、11
発行価格	26,000円 (注) 4、6	87,000円 (注) 4、7	87,000円 (注) 4、8
資本組入額	13,000円 (注) 6	43,500円 (注) 7	43,500円 (注) 8
発行価額の総額	8,190,000円	12,006,000円	9,135,000円
資本組入額の総額	4,095,000円	6,003,000円	4,567,500円
発行方法	平成26年6月6日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成27年6月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成27年6月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面の同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により割当てを受けた

募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成28年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヵ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  4. 発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を参考として、総合的に勘案して、決定しております。
  5. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、その取得と引換にA種優先株式の株主に普通株式を交付するとともに会社法第178条の規定に基づき、平成28年8月4日付で自己株式（A種優先株式）を消却いたしました。
  6. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は31,500株、「発行価格」は260円、「資本組入額」は130円にそれぞれ調整されております。
  7. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は13,800株、「発行価格」は870円、「資本組入額」は435円にそれぞれ調整されております。
  8. 平成28年8月4日開催の取締役会決議により、平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は10,500株、「発行価格」は870円、「資本組入額」は435円にそれぞれ調整されております。
  9. 新株予約権割当契約締結後の退職等により、3名20株分の権利が喪失しております。
  10. 新株予約権割当契約締結後の退職等により、1名59株分の権利が喪失しております。
  11. 新株予約権割当契約締結後の退職等により、1名65株分の権利が喪失しております。
  12. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権（1）	新株予約権（2）	新株予約権（3）
行使時の払込金額	1株につき26,000円	1株につき87,000円	1株につき87,000円
行使請求期間	平成28年6月9日から平成36年4月30日まで	平成29年7月1日から平成37年5月30日まで	平成30年3月18日から平成38年2月17日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## 2【取得者の概況】

### 株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
うるる従業員持株会 理事長 秋元 優喜	東京都中央区勝どき三丁目3番7号 ケンメディアビル3F	当社従業員持株会	200	5,200,000 (26,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

### 株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ニッセイ・キャピタル5号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 有馬 英二 資本金3,000百万円	東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル	投資事業組合	5,700	495,900,000 (87,000)	—
株式会社みんなのウェディング 代表取締役 飯尾 慶介 資本金1,434百万円	東京都中央区銀座三丁目15番10号 菱進イーストミラービル5階	結婚式場のロコミサイト運営事業及び結婚関連情報提供事業	1,498	130,326,000 (87,000)	—

(注) 平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

### 株式（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
うるる従業員持株会 理事長 秋元 優喜	東京都中央区晴海三丁目12番1号 KDX晴海ビル9F	当社従業員持株会	100	8,700,000 (87,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

新株予約権（１）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
星 知也	東京都中央区	会社役員	150	3,900,000 (26,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、大株主上位10名)
K&Pパートナーズ株式会社 代表取締役 松村 伸也 資本金34百万円	東京都港区南青山一丁目 15番39号	ベンチャー 投資・事業 育成支援	100	2,600,000 (26,000)	社外協力者
柴山 拓也	東京都練馬区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社の従業員
松島 智一	東京都江東区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社の従業員
脇村 瞬太	東京都武蔵野市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社の従業員
瀧澤 慶	東京都杉並区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社の従業員
齋藤 亮太	東京都墨田区	会社員	5	130,000 (26,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載していません。

2. 平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

新株予約権（２）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
井出 彰	東京都世田谷区	会社員	59	5,133,000 (87,000)	当社の従業員
ARIDOSS MAHESVARAN	千葉県船橋市	会社員	10	870,000 (87,000)	当社の従業員
高萩 真実	東京都墨田区	会社員	5	435,000 (87,000)	当社の従業員
小野口 美加	東京都江戸川区	会社員	5	435,000 (87,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載していません。

2. 平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

新株予約権（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
鎌野 真人	東京都葛飾区	会社員	10	870,000 (87,000)	当社の従業員
秋元 優喜	東京都文京区	会社員	10	870,000 (87,000)	当社の従業員
渡邊 貴彦	東京都江東区	会社員	10	870,000 (87,000)	当社の従業員
脇村 瞬太	東京都武蔵野市	会社員	10	870,000 (87,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。

2. 平成28年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
星 知也※1, 2	東京都中央区	1,175,000 (15,000)	40.70 (0.52)
ニッセイ・キャピタル5号投資事業 有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内一丁目6番6 号 日本生命丸の内ビル	570,000	19.74
桶山 雄平※1, 3, 6	東京都中央区	288,200 (7,000)	9.98 (0.24)
株式会社みんなのウェディング※1	東京都中央区築地一丁目13番1号 銀座松竹スクエア9階	264,300	9.15
鈴木 秀和※1, 4	東京都渋谷区	94,800 (4,500)	3.28 (0.16)
野坂 枝美※1, 5	東京都江東区	94,500 (6,000)	3.27 (0.21)
星 和美※1, 5, 8	東京都中央区	94,500 (6,000)	3.27 (0.21)
小林 伸輔※1, 3	東京都中央区	94,000 (5,500)	3.26 (0.19)
長屋 洋介※1, 3, 6	東京都江東区	93,000 (4,500)	3.22 (0.16)
うるる従業員持株会※1	東京都中央区晴海三丁目12番1号 KDX晴海ビル9F	73,100	2.53
K&Pパートナーズ株式会社	東京都港区南青山一丁目15番39号	10,000 (10,000)	0.35 (0.35)
落合 健二※7	東京都中央区	9,400 (2,500)	0.33 (0.09)
井出 彰※5	東京都世田谷区	5,900 (5,900)	0.20 (0.20)
鎌野 真人※5	東京都葛飾区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
渡邊 貴彦※5	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
秋元 優喜※5	東京都文京区	3,000 (3,000)	0.10 (0.10)
田中 偉嗣※5	東京都墨田区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
脇村 瞬太※5	東京都武蔵野市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
柴山 拓也※5	東京都江戸川区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
松島 智一※5	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
永作 正樹※5	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
瀧澤 慶※5	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
ARIDOSS MAHESVARAN※5	千葉県船橋市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
尾崎 和生※ 5	東京都江東区	500 (500)	0.02 (0.02)
渡邊 和浩※ 5	東京都練馬区	500 (500)	0.02 (0.02)
齋藤 亮太※ 5	東京都墨田区	500 (500)	0.02 (0.02)
高萩 真実※ 5	東京都墨田区	500 (500)	0.02 (0.02)
小島 美加※ 5	東京都中央区	500 (500)	0.02 (0.02)
計	—	2,887,200 (87,400)	100.00 (3.03)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社の取締役） 4 特別利害関係者等（当社の監査役） 5 当社の従業員 6 特別利害関係者等（当社子会社の代表取締役） 7 特別利害関係者等（当社子会社の取締役） 8 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の配偶者）

2. ( ) 書きは内書きで、新株予約権による潜在株式数及びその割合であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年2月3日

株式会社うるる

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫛田 達也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社うるるの平成26年10月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるる及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年2月3日

株式会社うるる

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫛田 達也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社うるるの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるる及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月3日

株式会社うるる

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社うるるの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社うるる及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年2月3日

株式会社うるる

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社うるるの平成26年10月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるるの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年2月3日

株式会社うるる

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社うるるの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるるの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

**ULURU**